

放送法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照表

○放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(認定の申請)</p> <p>第六十一条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 移動受信用地上基幹放送</p> <p>イ 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号。以下「デジタル放送の標準方式」という。）第四章第一節に定める放送にあつては、<u>放送の種類ごと、希望する放送対象地域ごと、希望する三セグメント形式のOFDMフレーム（デジタル放送の標準方式第十一条第一項に規定する三セグメント形式のOFDMフレームをいう。以下同じ。）又は一セグメント形式のOFDMフレーム（デジタル放送の標準方式第十一条第一項に規定する一セグメント形式のOFDMフレームをいう。以下同じ。）の別ごと、かつ、希望するセグメント数又は基準セグメント数（使用するセグメント数が瞬間ごとに変動する場合において、基準となるセグメント数をいう。以下同じ。）ごと</u></p> <p>ロ デジタル放送の標準方式第四章第二節に定める放送にあつては、<u>放送の種類ごと、希望する放送対象地域ごと、希望する十三セグメント形式のOFDMフレーム（デジタル放送の</u></p>	<p>(認定の申請)</p> <p>第六十一条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 移動受信用地上基幹放送</p> <p><u>放送の種類ごと、希望する放送対象地域ごと、希望する十三セグメント形式のOFDMフレーム（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信</u></p>

標準方式第二十八条第一項に規定する十三セグメント形式のOFDMフレームをいう。以下同じ。）又は一セグメント形式のOFDMフレームの別ごと、かつ、希望するセグメント数又は基準セグメント数（テレビジョン放送にあつては、放送をする一の放送番組）ごと

（認定の際に指定する周波数の表示）

第七十条（略）

2（略）

3 セグメント連結伝送方式（デジタル放送の標準方式第四章第一節に定めるセグメント連結伝送方式をいう。）による放送を行う移動受信用地上基幹放送の業務に係る法第九十四条第一項第三号の規定による周波数の指定に際しては、次に掲げる事項を指定するものとする。

一 中央の周波数

二 十三セグメント形式のOFDMフレーム又は一セグメント形式のOFDMフレームの別

三 伝送方式

四 セグメント数又は基準セグメント数

五 搬送波の変調の方式

六 誤り訂正内符号の符号化率

の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号。以下「デジタル放送の標準方式」という。）第二十八条第一項に規定する十三セグメント形式のOFDMフレームをいう。以下同じ。）又は一セグメント形式のOFDMフレーム（デジタル放送の標準方式第十一条第一項に規定する一セグメント形式のOFDMフレームをいう。以下同じ。）の別ごと、かつ、希望するセグメント数又は基準セグメント数（使用するセグメント数が瞬間ごとに変動する場合において、基準となるセグメント数をいう。以下同じ。）ごと

（認定の際に指定する周波数の表示）

第七十条（略）

2（略）

4| セグメント連結伝送方式（デジタル放送の標準方式第四章第二節に定めるセグメント連結伝送方式をいう。）による移動受信用地上基幹放送の業務に係る法第九十四条第一項第三号の規定による周波数の指定に際しては、次に掲げる事項（第七号から第十一号までに掲げる事項にあつては、テレビジョン放送を行う移動受信用地上基幹放送の業務の場合に限る。）を指定するものとする。

一〜六（略）

七 補完放送の方法（補完放送を行う場合に限る。）

八 一の映像の符号化される映像信号の走査方式及び一の映像の走査線数

九 一の映像の符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数

十 一の映像の符号化された映像信号のフレーム周波数（デジタル放送の標準方式第二十四条の五の規定により符号化される映像信号に限る。）

十一 一の映像の符号化された映像信号の一フレーム当たりの垂直方向の輝度信号の画素数

5| この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二（略）

三（略）

イ（略）

ロ 移動受信用地上基幹放送 デジタル放送の標準方式第四章第一節に定める放送にあつてはデジタル放送の標準方式第二

3| セグメント連結伝送方式（デジタル放送の標準方式第四章第一節に定めるセグメント連結伝送方式をいう。以下同じ。）による移動受信用地上基幹放送の業務に係る法第九十四条第一項第三号の規定による周波数の指定に際しては、次の各号に掲げる事項を指定するものとする。

一〜六（略）

4| この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二（略）

三（略）

イ（略）

ロ 移動受信用地上基幹放送 セグメント連結伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第二十九条に規定す

十四条の四に規定する四相位相変調又は十六値直交振幅変調
同章第二節に定める放送にあつてはデジタル放送の標準方式第二十九条に規定する四分のπシフト差動四相位相変調、四相位相変調、十六値直交振幅変調又は六十四値直交振幅変調

四 (略)

イ (略)

ロ 移動受信用地上基幹放送 デジタル放送の標準方式第四章第一節又は第二節に定める放送にあつてはデジタル放送の標準方式第二十四条の七又は第三十二条において準用するデジタル放送の標準方式第十五条第二項に規定する誤り訂正内符号の符号化率

(様式等)

第七十一条 (略)

2・3 (略)

4 前条第三項及び第四項の規定は、デジタル放送の標準方式第四章第一節又は第二節に定める放送を行う移動受信用地上基幹放送の業務に係る認定証に周波数を記載する場合に準用する。

(放送事項等の変更)

第七十六条 (略)

2 (略)

3 法第九十七条第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は

る四分のπシフト差動四相位相変調、四相位相変調、十六値直交振幅変調又は六十四値直交振幅変調

四 (略)

イ (略)

ロ 移動受信用地上基幹放送 セグメント連結伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第三十二条において準用するデジタル放送の標準方式第十五条第二項に規定する誤り訂正内符号の符号化率

(様式等)

第七十一条 (略)

2・3 (略)

4 前条第三項の規定は、セグメント連結伝送方式による放送を行う移動受信用地上基幹放送の業務に係る認定証に周波数を記載する場合に準用する。

(放送事項等の変更)

第七十六条 (略)

2 (略)

3 法第九十七条第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は

、次に掲げる場合とする。

一 放送事項のうち補完放送に係る追加、削除又は変更の場合（衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送の場合に限る。）

二 (略)

4・5 (略)

(有料放送事業者の数)

第七十六条 法第五十二条第一項の総務省令で定める有料放送事業者の数は、次に掲げる区分ごとに、十とする。

一 衛星基幹放送又は衛星一般放送

二 移動受信用地上基幹放送

三 有線一般放送

四 地上一般放送

五 前各号に掲げる放送以外の放送

第七十八条 法第五十二条第一項第三号の総務省令で定める事項は、有料放送管理業務（同項に規定する有料放送管理業務をいう。以下同じ。）に係る有料放送事業者に関する事項とする。

(書類の提出等)

、次に掲げる場合とする。

一 放送事項のうち補完放送に係る追加、削除又は変更の場合（衛星基幹放送の場合に限る。）

二 (略)

4・5 (略)

(有料放送事業者の数)

第七十六条 法第五十二条第一項の総務省令で定める有料放送事業者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数とする。

一 衛星基幹放送又は衛星一般放送を行う有料放送事業者のために有料放送管理業務（法第五十二条第一項に規定する有料放送管理業務をいう。以下同じ。）を行う場合 十

二 有線一般放送を行う有料放送事業者のために有料放送管理業務を行う場合 十

三 地上一般放送を行う有料放送事業者のために有料放送管理業務を行う場合 十

第七十八条 法第五十二条第一項第三号の総務省令で定める事項は、有料放送管理業務に係る有料放送事業者に関する事項とする。

(書類の提出等)

第二百十六條 法（第五章、第六章、第四百七十七條、第七百七十五條及び第八十條の規定に限る。）又はこの省令（第四章及び第五章の規定に限る。）の規定により総務大臣に提出する書類は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める方法により提出することができる。

一 （略）

二 （略）

2 前項の規定にかかわらず、法（第九十三條、第九十六條から第九十八條まで及び第七百七十五條の規定に限る。）又はこの省令（第六十一條、第六十四條、第六十五條、第七十四條及び第七十六條から第七十九條までの規定に限る。）の規定により地上基幹放送及び移動受信用地上基幹放送（デジタル放送の標準方式第四章第一節に定める放送に限る。）に係る申請等を行う者は、当該規定に定める書類一通及びその写し二通を当該申請等を行い、又は

第二百十六條 法（第五章、第六章、第四百七十七條、第七百七十五條及び第八十條の規定に限る。）又はこの省令の規定（第四章及び第五章の規定に限る。）により総務大臣に提出する書類は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める方法により提出することができる。

一 申請、届出又は報告（以下「申請等」という。） 当該申請等を行う者は、又は行おうとする放送の放送対象地域（当該申請等に係る放送の放送対象地域が全国である場合にあつては、当該放送の業務に用いられる電気通信設備の設置場所。次項において同じ。）又は業務区域（これらの区域が二以上の総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。次号及び次項において同じ。）の管轄区域にわたるときは、そのいずれか一の管轄区域）を管轄する総合通信局長を経由して当該申請等を行うこと。

二 第六十七條の規定による意見書 当該意見書に係る裁定の申請に係る地上基幹放送（テレビジョン放送に限る。）を行う基幹放送事業者の放送対象地域を管轄する総合通信局長を経由して提出すること。

2 前項の規定にかかわらず、法（第九十三條、第九十六條から第九十八條まで及び第七百七十五條の規定に限る。）又はこの省令の規定（第六十一條、第六十四條、第六十五條、第七十四條及び第七十六條から第七十九條までの規定に限る。）により地上基幹放送に係る申請等を行う者は、当該規定に定める書類一通及びその写し二通を当該申請等を行い、又は行おうとする放送の放送対象地域を管轄する総合通信局長を経由して総務大臣に提出しなけれ

行おうとする放送の放送対象地域を管轄する総合通信局長を經由して総務大臣に提出しなければならない。ただし、総務大臣が写しの提出部数を減じたときは、この限りでない。

3 (略)

4 前三項の規定は、申請等を行い、又は行おうとする放送が、国際放送、中継国際放送、協会国際衛星放送、移動受信用地上基幹放送（デジタル放送の標準方式第四章第一節に定める放送を除く。）[°]、衛星基幹放送又は衛星一般放送である場合には、適用しない。

別表第六の三号（第64条関係）

移動受信用地上基幹放送の業務認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名 (法人または団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)

電話番号

移動受信用地上基幹放送の業務の認定を受けたいので、放送法第93条第3項の規定により申請します。

ばならない。ただし、総務大臣が写しの提出部数を減じたときは、この限りでない。

3 総務大臣は、前項の書類を受理したときは、その写し一通について提出書類の写しであることを証明して提出した者に返すものとする。

4 前三項の規定は、申請等を行い、又は行おうとする放送が、国際放送、中継国際放送、協会国際衛星放送、移動受信用地上基幹放送、衛星基幹放送又は衛星一般放送である場合には、適用しない。

別表第六の三号（第64条関係）

移動受信用地上基幹放送の業務認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名 (法人または団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)

電話番号

移動受信用地上基幹放送の業務の認定を受けたいので、放送法第93条第3項の規定により申請します。

基幹放送の種類（注1）	
基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称（注2）	
希望する放送対象地域	
希望する周波数（注3）	
業務開始の予定期日	
放送事項（注4）	
基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要（注5）	
欠格事由の有無（注6）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

注1 法第91条第1項の規定による基幹放送普及計画の「第3 基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標」の「2 国内放送に関する基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標」に規定されている「基幹放送の区分」の各項目を記載すること。また、有料放送の場合にあつては、その旨も記載すること。

（記載例） 「移動受信用地上基幹放送（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第四章第二節に定める放送）—マルチメディア放送」

注2 基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について、電波法の規定による免許を受けようとする一の者又は当該免許を受けた一の者の氏名

基幹放送の種類（注1）	
基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称（注2）	
希望する放送対象地域	
希望する周波数（注3）	
業務開始の予定期日	
放送事項（注4）	
基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要（注5）	
欠格事由の有無（注6）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

注1 法第91条第1項の規定による基幹放送普及計画の「第3 基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標」の「2 国内放送に関する基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標」に規定されている「基幹放送の区分」の各項目を記載すること。また、有料放送の場合にあつては、その旨も記載すること。

（記載例） 「移動受信用地上基幹放送（207.5MHzから222MHzまでの周波数を使用する放送）—マルチメディア放送」

注2 基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について、電波法の規定による免許を受けようとする一の者又は当該免許を受けた一の者の氏名

又は名称を記載すること。

注3

(1) デジタル放送の標準方式第四章第一節に定めるマルチメディア放送を行う移動受信用地上基幹放送の業務の場合は、次のように記載すること。

(記載例) 中央の周波数 101.285714MHz
使用するOFDMフレーム 3セグメント形式のOFDMフレーム
伝送方式 セグメント連結伝送方式
セグメント数 基準1セグメント
搬送波の変調の方式 16QAM
誤り訂正率 1/2

(2) デジタル放送の標準方式第四章第二節に定めるテレビジョン放送を行う移動受信用地上基幹放送の業務の場合は、次のように記載すること。

(記載例) 中央の周波数 210.428MHz
使用するOFDMフレーム 13セグメント形式のOFDMフレーム
伝送方式 セグメント連結伝送方式
セグメント数 基準1セグメント(補完放送(音声)を含む。※)
搬送波の変調の方式 16QAM
誤り訂正率 1/2
符号化される映像信号の走査方式及び走査線数 一本おき/525本
符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数 352画素
符号化された映像信号のフレーム周波数 30/1.001Hz
符号化された映像信号の一フレーム当たりの垂直方向の輝度信号の画素数 480画素

又は名称を記載すること。

注3

※ 補完放送であつてテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、当該補完放送に係る一秒当たりのセグメント数又は一秒当たりの基準セグメント数（当該補完放送に係る一秒当たりのセグメント数又は一秒当たりの基準セグメント数の記載が困難である場合にあつては、補完放送に係る一秒当たりのセグメント数又は一秒当たりの基準セグメント数）を明記すること。

(3) デジタル放送の標準方式第四章第二節に定めるマルチメディア放送を行う移動受信用地上基幹放送の業務の場合は、次のように記載すること。

(記載例) 中央の周波数 210.428MHz
使用するOFDMフレーム 13セグメント形式のOFDMフレーム
伝送方式 セグメント連結伝送方式
セグメント数 基準10セグメント
搬送波の変調の方式 16QAM
誤り訂正率 1/2

注4

(1) テレビジョン放送（特別な事業計画により放送番組を編集するものを除く。）を行う基幹放送の業務の場合

放送事項を放送番組の目的別種類（報道、教育、教養、娯楽、その他をいう。以下同じ。）により、次のように記載すること。この場合において、データを併せ送るものであるときは、別表第六の二号注5(3)のデータ放送を行う場合の記載例に準じ、併せて記載すること。

(記載例) 報道（一般ニュース、ニュース解説、スポーツニュース、週間ニュース、災害に関する情報等）
教育（学年別学校向講座、英会話の時間、職業教育講座等）
教養（政治解説、政治討論会、婦人向講座、文学座談会、音楽講座、街頭討論会等）

セグメント連結伝送方式による移動受信用地上基幹放送の業務の場合は、次のように記載すること。

(記載例) 中央の周波数 210.428MHz
使用するOFDMフレーム 13セグメント形式のOFDMフレーム
伝送方式 セグメント連結伝送方式
セグメント数 基準10セグメント
搬送波の変調の方式 16QAM
誤り訂正率 1/2

注4

娯楽（音楽、スポーツ行事、小説朗読、演芸等）

その他（通信販売番組等）

(2) テレビジョン放送（特別な事業計画により放送番組を編集するものに限る。）を行う基幹放送の業務の場合

放送事項を放送番組の実態に合わせて、分野及び主たる言語項目ごとに次の記載例に従って記載すること。この場合において、データを併せ送るものであるときは、別表第六の二号注5(3)のデータ放送を行う場合の記載例に準じ、併せて記載すること。

（記載例）

<u>分 野</u>	<u>主たる言語</u>	<u>備考</u>
<u>学校教育番組（主として高校・大学受験対策講座）</u>		
<u>野球、サッカーを中心としたスポーツ番組</u>		
<u>ドイツ国内で放送されているニュース、ドラマ、ドキュメンタリー番組</u>	<u>ドイツ語</u>	

（注1） 分野の欄は、当該放送番組の特徴が分かるような表現で簡潔に記載すること。

（注2） 主たる言語の欄は、日本語以外の言語を主たる使用言語とする場合にのみ記載すること。

（注3） 法第8条に規定する事項のみを放送事項とするものである場合は、備考の欄にその旨を記載すること。

(3) マルチメディア放送を行う基幹放送の業務の場合

ア 放送事項を放送番組の実態に合わせて、放送番組の形態及び分野ごとに次の記載例に従って記載すること。

（記載例）

<u>放送番組の形態</u>	<u>分野</u>	<u>備考</u>
<u>リアルタイム型放送番組</u>	<u>野球、サッカーを中心としたスポーツ番組</u>	

(1) 放送事項を放送番組の実態に合わせて、放送番組の形態及び分野ごとに次の記載例に従って記載すること。

（記載例）

<u>放送番組の形態</u>	<u>分野</u>	<u>備考</u>
<u>リアルタイム型放送番組</u>	<u>野球、サッカーを中心としたスポーツ番組</u>	

蓄積型放送番組	音楽、ドラマ	
---------	--------	--

(注1) リアルタイム型放送番組とは全ての受信者が同時に受信設備において視聴することができる形態の放送番組をいい、蓄積型放送番組とは受信者があらかじめ受信設備に蓄積させておくことにより、蓄積後の任意の時間に視聴することができる形態の放送番組をいう。

(注2) 分野の欄は、当該放送番組の特徴が分かるような表現で簡潔に記載すること。

(注3) 法第8条に規定する事項のみを放送事項とするものである場合は、備考欄にその旨を記載すること。

イ 放送番組の検索又は選択に関する情報を含む放送の業務を行う場合は、その旨を記載すること。

(4) 臨時目的放送を専ら行う基幹放送の業務の場合

放送事項を次のように記載すること。

ア 博覧会等の用に供する場合

(記載例) (何) 博覧会の案内等に係る事項

イ 災害発生時に役立てる場合

(記載例) (何) 地震の災害対策及び被災者救援のための生活情報等に係る事項

(5) (1)から(4)までに定めるもののほか、次のアからウまでに掲げる事項について、記載すること。(ウについては、デジタル放送の標準方式第4章第1節に定める放送の業務の場合を除く。)

ア 有料放送の有無

(記載例) 有料放送の有無：無

イ 放送事項における成人向け番組(性的好奇心をそそるため性的な

蓄積型放送番組	音楽、ドラマ	
---------	--------	--

(注1) リアルタイム型放送番組とは全ての受信者が同時に受信設備において視聴することができる形態の放送番組をいい、蓄積型放送番組とは受信者があらかじめ受信設備に蓄積させておくことにより、蓄積後の任意の時間に視聴することができる形態の放送番組をいう。

(注2) 分野の欄は、当該放送番組の特徴が分かるような表現で簡潔に記載すること。

(注3) 法第8条に規定する事項のみを放送事項とするものである場合は、備考欄にその旨を記載すること。

(2) 放送事項における成人向け番組(性的好奇心をそそるため性的な行為を表す場面又は衣服を脱いだ人の姿態の映像を見せる番組で、青少年に有害な影響を与えるおそれのある放送番組をいう。)の有無について、次の記載例に従って記載すること。

(記載例) 成人向け番組の有無：無

(3) 放送番組の検索又は選択に関する情報を含む放送の業務を行う場合は、その旨を記載すること。

(4) 臨時目的放送を専ら行う基幹放送の業務の場合

ア 博覧会等の用に供する場合

(記載例) (何) 博覧会の案内等に係る事項

イ 災害発生時に役立てる場合

(記載例) (何) 地震の災害対策及び被災者救援のための生活情報等に係る事項

<p><u>行為を表す場面又は衣服を脱いだ人の姿態の映像を見せる番組で、青少年に有害な影響を与えるおそれのある番組をいう。）の有無</u> <u>（記載例） 成人向け番組の有無：無</u></p> <p><u>ウ 1週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送（有料放送により行われるものを除く。）に係る放送時間の占める割合</u> <u>（記載例） 1週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送（有料放送により行われるものを除く。）に係る放送時間の占める割合は30%以下とする。</u></p> <p>注5 （略） 注6 （略）</p>	<p>注5 （略） 注6 （略）</p>
<p>別表第七の三号（第65条第1項関係） 第3 移動受信用地上基幹放送に係る事業計画書</p>	<p>別表第七の三号（第65条第1項関係） 第3 移動受信用地上基幹放送に係る事業計画書</p>

事業計画書

(別紙)

- (1) 経営形態及び資本又は出資の額
- (2) 事業開始までに要する用途別資金及びその調達方法
- (3) 主たる出資者及び議決権の数
- (4) 100分の33.33333を超える議決権を有する者に関する事項
- (5) 10分の1を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の地上基幹放送事業者又は100分の33.33333を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項
- (6) 役員に関する事項
- (7) 放送番組の編集の基準
- (8) 放送番組の編集に関する基本計画
- (9) 週間放送番組の編集に関する事項
- (10) 放送番組の審議機関に関する事項
- (11) 放送番組の編集の機構及び考査に関する事項
- (12) 災害放送に関する事項
- (13) 将来の事業予定
- (14) 基幹放送の業務を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務概要

短 辺 (日本工業規格A列4番によること。)

長
辺

注1 (略)

注2 事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の□には、注1の表の区分に従って該当する事項にレ印を付けること。

(1)～(6) (略)

(7) 別紙(7)は、放送番組の目的別種別(別表第六の三号注4(2)及び(3)の場合を除く。)及び放送の対象とする者に応じた放送番組の編集の基準又はその案を記載すること。

事業計画書

(別紙)

- (1) 経営形態及び資本又は出資の額
- (2) 事業開始までに要する用途別資金及びその調達方法
- (3) 主たる出資者及び議決権の数
- (4) 100分の33.33333を超える議決権を有する者に関する事項
- (5) 10分の1を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の地上基幹放送事業者又は100分の33.33333を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項
- (6) 役員に関する事項
- (7) 放送番組の編集の基準
- (8) 放送番組の編集に関する基本計画
- (9) 週間放送番組の編集に関する事項
- (10) 放送番組の審議機関に関する事項
- (11) 放送番組の編集の機構及び考査に関する事項
- (12) 災害放送に関する事項
- (13) 将来の事業予定
- (14) 基幹放送の業務を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務概要

短 辺 (日本工業規格A列4番によること。)

長
辺

注1 (略)

注2 事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の□には、注1の表の区分に従って該当する事項にレ印を付けること。

(1)～(6) (略)

(7) 別紙(7)は、放送の対象とする者に応じた放送番組の編集の基準又はその案を記載すること。

(8) (略)

(9) 別紙(9)は、次の様式により記載すること。

ア テレビジョン放送を行う場合

放送番組表及び他から供給を受ける放送番組の放送時間（臨時目的放送を専ら行う基幹放送事業者の場合を除く。）について、次の(ア)から(ウ)までの様式により記載すること。

(ア) 放送番組表

<u>曜日</u> <u>時刻</u>	<u>月</u>	<u>火</u>	<u>水</u>	<u>木</u>	<u>金</u>	<u>土</u>	<u>日</u>
<u>計</u>	<u>時間</u> <u>分</u>	<u>時間</u> <u>分</u>	<u>時間</u> <u>分</u>	<u>時間</u> <u>分</u>	<u>時間</u> <u>分</u>	<u>時間</u> <u>分</u>	<u>時間</u> <u>分</u>
<u>合計</u>	<u>時間</u> _____ <u>分</u>				<u>備考</u>		

(注1) 1週間の放送番組の代表例を記載すること。

(注2) 個々の放送番組の内容が放送の目的別種別（別表第六の三号の注4(2)の場合を除く。）のいずれに該当するかを色別、記号別等の方法により、個々の放送番組の欄内に表示すること。この場合において、一の放送番組の内容が2以上の種類に該当するときは、それらの種類の全てについて表示するとともに放送時間を付記すること。

(注3) 個々の放送番組について、その開始及び終了の時刻を記載すること。

(注4) 補完放送であつて、映像に伴うものの放送を行うもの場合は、字幕放送、解説放送の別を個々の放送番組の欄内に表示すること。この場合において、一の放送番組で利用方法が複合するときは、それらの利用方法の全て

(8) (略)

(9)

について表示するとともに放送時間を付記するものとし、1週間の総放送時間について、字幕放送、解説放送の別に1週間の放送時間の総放送時間に対する割合を備考欄に記載すること。

(注5) 複数の走査方式等による放送を行うものの場合は、個々の放送番組の欄内に走査方式等の別が分かる記号等を記載すること。

(注6) 有料放送を行う基幹放送事業者の場合は、有料放送に係る放送番組について、個々の放送番組の欄内に「有」の記号等を表示し、合計欄内に有料放送に係る放送時間及び比率を()で再掲すること。

(イ) 放送の目的別種類による放送時間等

放送の目的別種類	1週間の放送時間	比率	備考
報道	時間 分	%	
教育			
教養			
娯楽			
その他			
合計	時間 分	100.0%	

(注1) 1週間の放送時間の欄は、(ア)の放送番組表に基づいて集計したものを記載すること。

(注2) 放送の目的別種類の「その他」とは、通信販売番組その他教養番組、教育番組、報道番組及び娯楽番組以外の放送番組をいい、通信販売番組とそれ以外のものにとに細分すること。

(注3) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

(ウ) 他から供給を受ける放送番組の時間等

供給者名	1週間の放送時間(他からの供給を受ける放送番組)	供給に関する協定等の有無

<u>(ニュース)</u> 放送事業者 小計	<u>時間 分 (%)</u>	
<u>その他の者</u> 小計	<u>時間 分 (%)</u>	
<u>計 (①)</u>	<u>時間 分 (%)</u>	
<u>(ニュース以外 の番組)</u> 放送事業者 小計	<u>時間 分 (%)</u>	
<u>その他の者</u> 小計	<u>時間 分 (%)</u>	
<u>計 (②)</u>	<u>時間 分 (%)</u>	
<u>合計 (①+②= ③)</u>	<u>他社の放送番組 時間 分 (%)</u>	
<u>備考</u>	<u>自社の放送番組 時間 分 (%)</u>	

(注1) 供給者名の欄は、(ア)の放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて、放送事業者及びその他の者の別に記載すること。

(注2) 合計の欄の括弧内は、(ア)の放送番組表の合計の欄の時間に対する当該欄の比率を記載すること。

(注3) 「備考」の欄(自社の放送番組)の比率は、1週間当たりの総放送時間の比率を100%として「合計(①+②=③)」の欄(他社の放送番組)の比率を差し引いた比率を記載すること。

(注4) 放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その内容を記載した書類を添付すること。

(注5) 有料放送を行う基幹放送事業者の場合は、有料放送に係る放送時間をそれぞれ該当する欄内に()で記載す

ること。

(注6) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

イ マルチメディア放送を行う場合

放送番組表及び他から供給を受ける放送番組の放送時間及び伝送容量（臨時目的放送を専ら行う基幹放送事業者の場合を除く。）について、次の(ア)から(エ)までの様式により記載すること。

(ア) リアルタイム型放送番組表（注1）（注2）（注3）（注4）（注6）

曜日 時刻		月	火	水	木	金	土	日
計	時間分							
	伝送容量							
合計 時間 分（伝送容量） 有料放送（ %）							備考	

(イ) 蓄積型放送番組表（注1）（注2）（注4）（注6）

	放送される時間帯	放送事項	合計伝送容量
月			
火			
水			
木			

別紙(9)は、放送番組表及び他から供給を受ける放送番組の放送時間及び伝送容量（臨時目的放送を専ら行う基幹放送事業者の場合を除く。）について、次のアからエまでの様式により記載すること。

ア リアルタイム型放送番組表（注1）（注2）（注3）（注4）

曜日 時刻		月	火	水	木	金	土	日
計	時間分							
	伝送容量							
合計 時間 分（伝送容量） 有料放送（ %）							備考	

イ 蓄積型放送番組表（注1）（注2）（注4）

	放送される時間帯	放送事項	合計伝送容量
月			
火			
水			
木			

金				
土				
日				
合計 伝送容量			備考	
有料放送 (%)				

(ウ) 全体の放送番組表 (注5) (注6)

放送番組の形態の別及び映像、音響又は信号の別	有料放送又は無料放送が放送全体に占める割合 (%)		映像、音響又は信号が放送全体に占める割合 (%)	合計 (%)	放送事項
	有料放送	無料放送			
リアルタイム型放送番組	映像	A	G	A及びGの和	AからCまで及びGからIまでの和
	音響	B	H	B及びHの和	
	信号	C	I	C及びIの和	
蓄積型放送番組	映像	D	J	D及びJの和	DからFまで及びJからLまでの和
	音響	E	K	E及びKの和	

金				
土				
日				
合計 伝送容量			備考	
有料放送 (%)				

ウ 全体の放送番組表 (注5)

放送番組の形態の別及び映像、音響又は信号の別	有料放送又は無料放送が放送全体に占める割合 (%)		映像、音響又は信号が放送全体に占める割合 (%)	合計 (%)	放送事項
	有料放送	無料放送			
リアルタイム型放送番組	映像	A	G	A及びGの和	AからCまで及びGからIまでの和
	音響	B	H	B及びHの和	
	信号	C	I	C及びIの和	
蓄積型放送番組	映像	D	J	D及びJの和	DからFまで及びJからLまでの和
	音響	E	K	E及びKの和	

	信号	F	L	F及びL の和	
合計 (%)		Aから Fまで の和	Gから Lまで の和		100

(注1) 1週間の放送番組の代表例を記載すること。

(注2) リアルタイム型放送番組とは全ての受信者が同時に受信設備において視聴することができる形態の放送番組をいい、蓄積型放送番組とは受信者があらかじめ受信設備に蓄積させておくことにより、蓄積後の任意の時間に視聴することができる形態の放送番組をいう。

(注3) リアルタイム型放送番組は、個々の放送番組について、その開始及び終了の時刻を記載すること。

(注4) 有料放送を行う基幹放送事業者の場合は、有料放送に係る放送番組について、個々の放送番組の欄内に「有」の記号等を表示し、合計欄内に、(ア)の放送番組表にあつては1週間当たりの放送番組の放送時間全体に占める有料放送に係る放送時間の割合を、(イ)の放送番組表にあつては1週間当たりの放送番組の伝送容量全体に占める有料放送に係る伝送容量の割合を()で再掲すること。

(注5) 1週間当たりの放送の伝送容量について、以下に掲げる事項ごと、かつ、映像、音響又は信号の別ごとに、1週間当たりの放送の伝送容量全体に占めるそれぞれの伝送容量の割合を記載すること。

(A) 放送番組の形態の別

(B) 無料放送又は有料放送の別

(注6) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

	信号	F	L	F及びL の和	
合計 (%)		Aから Fまで の和	Gから Lまで の和		100

(注1) 1週間の放送番組の代表例を記載すること。

(注2) リアルタイム型放送番組とは全ての受信者が同時に受信設備において視聴することができる形態の放送番組をいい、蓄積型放送番組とは受信者があらかじめ受信設備に蓄積させておくことにより、蓄積後の任意の時間に視聴することができる形態の放送番組をいう。

(注3) リアルタイム型放送番組は、個々の放送番組について、その開始及び終了の時刻を記載すること。

(注4) 有料放送を行う基幹放送事業者の場合は、有料放送に係る放送番組について、個々の放送番組の欄内に「有」の記号等を表示し、合計欄内に、ア)の放送番組表にあつては1週間当たりの放送番組の放送時間全体に占める有料放送に係る放送時間の割合を、イ)の放送番組表にあつては1週間当たりの放送番組の伝送容量全体に占める有料放送に係る伝送容量の割合を()で再掲すること。

(注5) 1週間当たりの放送の伝送容量について、以下に掲げる事項ごと、かつ、映像、音響又は信号の別ごとに、1週間当たりの放送の伝送容量全体に占めるそれぞれの伝送容量の割合を記載すること。

(ア) 放送番組の形態の別

(イ) 無料放送又は有料放送の別

(エ) 他から供給を受ける放送番組の伝送容量等

供給者名	1週間当たりの放送の伝送容量全体に占める割合	供給に関する協定等の有無
	% (%)	
合 計	% (%)	

(注1) 供給者名の欄は、(ア)から(ウ)までの放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて記載すること。

(注2) 放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その内容を記載した書類を添付すること。

(注3) 有料放送を行う基幹放送事業者の場合は、1週間当たりの放送の伝送容量全体に占める有料放送に係る伝送容量の割合をそれぞれ該当する欄内に () で記載すること。

(注4) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

(10)～(14) (略)

エ 他から供給を受ける放送番組の伝送容量等

供給者名	一週間当たりの放送の伝送容量全体に占める割合	供給に関する協定等の有無
	% (%)	
合 計	% (%)	

(注1) 供給者名の欄は、アからウまでの放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて記載すること。

(注2) 放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その内容を記載した書類を添付すること。

(注3) 有料放送を行う基幹放送事業者の場合は、一週間当たりの放送の伝送容量全体に占める有料放送に係る伝送容量の割合をそれぞれ該当する欄内に () で記載すること。

(注4) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

(10)～(14) (略)

電波法施行規則新旧対照表

○電波法施行規則（昭和二十五年十一月三十日電波監理委員会規則第十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第二号 変更検査を要しない場合(第十条の四関係)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 送信空中線又は送信給電線の変更の工事であつて、次に掲げるもののうち、総務大臣又は総合通信局長が法第十七条第一項の許可に際し、当該変更の工事について検査を要しない旨を申請者に対して通知したもの</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>標準テレビジョン放送若しくは高精細度テレビジョン放送を行う無線局、超短波放送、超短波音声多重放送若しくは超短波文字多重放送を行う無線局又はマルチメディア放送を行う無線局</u>であつて、空中線の利得値から給電線の損失値を減じた値の当該変更の工事による増減が一デシベルを超えないもの</p> <p>(10)～(18) (略)</p>	<p>別表第二号 変更検査を要しない場合(第十条の四関係)</p> <p>一 (同左)</p> <p>二 (同左)</p> <p>(1)～(8) (同左)</p> <p>(9) 送信空中線又は送信給電線の変更の工事であつて、次に掲げるもののうち、総務大臣又は総合通信局長が法第十七条第一項の許可に際し、当該変更の工事について検査を要しない旨を申請者に対して通知したもの</p> <p>ア・イ (同左)</p> <p>ウ 標準テレビジョン放送若しくは高精細度テレビジョン放送を行う無線局又は超短波放送、超短波音声多重放送若しくは超短波文字多重放送を行う無線局であつて、空中線の利得値から給電線の損失値を減じた値の当該変更の工事による増減が一デシベルを超えないもの</p> <p>(10)～(18) (同左)</p>

無線局免許手続規則の一部を改正する省令案新旧対照表

○無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>別表第五号の七 特定基地局の開設計画の様式(第25条の4関係)</p> <p style="text-align: center;">特定基地局開設計画</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 事業計画及び事業収支見積り (注6)(注8)</p> <p>9・10 (略)</p> <p>注1～5 (略)</p> <p>6 電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局の開設計画にあつては、記載を要しない。</p> <p>7 (略)</p> <p>8 別表第二号第1の26の欄のうち、別紙(1)から <u>(3)</u>まで、<u>(6)</u>及び(15)から <u>(17)</u>までについて記載すること。</p> <p>9～13 (略)</p>	<p>別表第五号の七 特定基地局の開設計画の様式(第25条の4関係)</p> <p style="text-align: center;">特定基地局開設計画</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 事業計画及び事業収支見積り (注6)(注8)</p> <p>9・10 (略)</p> <p>注1～5 (略)</p> <p>6 電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局の開設計画にあつては、記載を要しない。</p> <p>7 (略)</p> <p>8 別表第二号第1の26の欄のうち、別紙(1)から <u>(12)</u>まで及び(15)から <u>(18)</u>までについて記載すること。</p> <p>9～13 (略)</p>

無線設備規則の一部を改正する省令案新旧対照表

○ 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章</p> <p>第一節～第二節の六（略）</p> <p>第二節の七 <u>超短波放送のうちデジタル放送を行う地上基幹放送局（移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。）の無線設備（第三十七条の二十七の七・第三十七条の二十七の八）</u></p> <p>第二節の八 <u>標準テレビジョン放送又は高精細度テレビジョン放送を行う地上基幹放送局（移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。）の無線設備（第三十七条の二十七の九―第三十七条の二十七の十二）</u></p> <p>第二節の八の二 <u>移動受信用地上基幹放送を行う地上基幹放送局の無線設備（第三十七条の二十七の十一の二・第三十七条の二十七の十一の三）</u></p> <p>第二節の九～第九節（略）</p> <p>第五章（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>第一条～第三十七条の二十七の六（略）</p> <p>第二節の七 <u>超短波放送のうちデジタル放送を行う地上基幹放送局（移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。）の無線設備</u></p> <p>（適用の範囲）</p> <p>第三十七条の二十七の七 この節の規定は、<u>超短波放送のうちデジタル放送を行う地上基幹放送局（移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。）のマイクロホン増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の音声送信設備、データ信号送出装置</u></p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章</p> <p>第一節～第二節の六（略）</p> <p>第二節の七 <u>超短波放送のうちデジタル放送を行う地上基幹放送局の無線設備（第三十七条の二十七の七・第三十七条の二十七の八）</u></p> <p>第二節の八 <u>標準テレビジョン放送又は高精細度テレビジョン放送を行う地上基幹放送局の無線設備（第三十七条の二十七の九―第三十七条の二十七の十二）</u></p> <p>第二節の八の二 <u>マルチメディア放送（移動受信用地上基幹放送に限る。）を行う地上基幹放送局の無線設備（第三十七条の二十七の十一の二・第三十七条の二十七の十一の三）</u></p> <p>第二節の九～第九節（略）</p> <p>第五章（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>第一条～第三十七条の二十七の六（略）</p> <p>第二節の七 <u>超短波放送のうちデジタル放送を行う地上基幹放送局の無線設備</u></p> <p>（適用の範囲）</p> <p>第三十七条の二十七の七 この節の規定は、<u>超短波放送のうちデジタル放送を行う地上基幹放送局のマイクロホン増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の音声送信設備、データ信号送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を</u></p>

から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備及び関連情報送出装置（関連情報（デジタル放送の標準方式第三条第一項に規定する関連情報をいう。）を送出する装置をいう。以下第三十七条の二十七の九、第三十七条の二十七の十一の二、第三十七条の二十七の十二、第三十七条の二十七の十五及び第三十七条の二十七の十八において同じ。）から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

第三十七条の二十七の八（略）

第二節の八 標準テレビジョン放送又は高精細度テレビジョン放送を行う地上基幹放送局（移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。）の無線設備

（適用の範囲）

第三十七条の二十七の九 この節の規定は、標準テレビジョン放送又は高精細度テレビジョン放送を行う地上基幹放送局（移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。以下この節において同じ。）のテレビジョン・カメラの出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の映像送信設備、マイクロホン増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の音声送信設備、データ信号送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備及び関連情報送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

第三十七条の二十七の十・第三十七条の二十七の十一（略）

第二節の八の二 移動受信用地上基幹放送を行う地上基幹放送局の無線設備

（適用の範囲）

第三十七条の二十七の十一の二 この節の規定は、移動受信用地上基幹放送

除く。）の無線設備及び関連情報送出装置（関連情報（デジタル放送の標準方式第三条第一項に規定する関連情報をいう。）を送出する装置をいう。以下第三十七条の二十七の九、第三十七条の二十七の十一の二、第三十七条の二十七の十二、第三十七条の二十七の十五及び第三十七条の二十七の十八において同じ。）から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

第三十七条の二十七の八（略）

第二節の八 標準テレビジョン放送又は高精細度テレビジョン放送を行う地上基幹放送局の無線設備

（適用の範囲）

第三十七条の二十七の九 この節の規定は、標準テレビジョン放送又は高精細度テレビジョン放送を行う地上基幹放送局のテレビジョン・カメラの出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の映像送信設備、マイクロホン増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の音声送信設備、データ信号送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備及び関連情報送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

第三十七条の二十七の十・第三十七条の二十七の十一（略）

第二節の八の二 マルチメディア放送（移動受信用地上基幹放送に限る。）を行う地上基幹放送局の無線設備

（適用の範囲）

第三十七条の二十七の十一の二 この節の規定は、マルチメディア放送（移

を行う地上基幹放送局の撮像装置又は録画再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の映像送信設備、マイクロホン増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の音声送信設備、データ信号送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備及び関連情報送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

（許容偏差等）

第三十七条の二十七の十一の三 搬送波の変調波スペクトルの許容範囲は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

- 一 地上基幹放送局のうちデジタル放送の標準方式第四章第一節に定める放送を行うもの場合は、別図第四号の八の五に示す許容範囲内にあること。
- 二 地上基幹放送局のうちデジタル放送の標準方式第四章第二節に定める放送を行うもの場合は、別図第四号の八の八の二に示す許容範囲内にあること。
- 三 地上基幹放送局のうちデジタル放送の標準方式第四章第三節に定める放送を行うもの場合は、別図第四号の八の八の三に示す許容範囲内にあること。

第三十七条の二十七の十二〜第三十七条の二十七の十八 （略）

第三十七条の二十七の十九 水平同期信号及び垂直同期信号の波形の許容範囲は、別図第四号の八の六に示すところによるものとする。

2 （略）

3 搬送波を変調する信号は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

- 一 衛星基幹放送局のうちデジタル放送の標準方式第六章第二節に定める放送を行うもの（以下「狭帯域衛星基幹放送局」という。）の場合は、搬送波を変調する信号の伝送速度は、デジタル放送の標準方式第七十条第二項に規定する値から（±）百万分の二十を超える偏差を生じないこと。

動受信地上基幹放送に限る。以下別表第一号から第三号までにおいて同じ。）を行う地上基幹放送局の撮像装置又は録画再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の映像送信設備、マイクロホン増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の音声送信設備、データ信号送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備及び関連情報送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

（許容偏差等）

第三十七条の二十七の十一の三 搬送波の変調波スペクトルの許容範囲は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

- 一 地上基幹放送局のうちデジタル放送の標準方式第四章第一節に規定する放送を行うもの場合は、別図第四号の八の八の二に示す許容範囲内にあること。
- 二 地上基幹放送局のうちデジタル放送の標準方式第四章第二節に規定する放送を行うもの場合は、別図第四号の八の八の三に示す許容範囲内にあること。

第三十七条の二十七の十二〜第三十七条の二十七の十八 （略）

第三十七条の二十七の十九 水平同期信号及び垂直同期信号の波形の許容範囲は、別図第四号の八の六に示すところによるものとする。

2 （略）

3 搬送波を変調する信号は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

- 一 衛星基幹放送局のうちデジタル放送の標準方式第六章第二節に規定する放送を行うもの（以下「狭帯域衛星基幹放送局」という。）の場合は、搬送波を変調する信号の伝送速度は、デジタル放送の標準方式第七十条第二項に規定する値から（±）百万分の二十を超える偏差を生じないこ

一 衛星基幹放送局のうちデジタル放送の標準方式第六章第三節に定める放送を行うもの（以下「広帯域衛星基幹放送局」という。）の場合は、搬送波を変調する信号の通信速度は、デジタル放送の標準方式第五十二条第三項に規定する値から(±)百万分の二十を超える偏差を生じないこと。

二 衛星基幹放送局のうちデジタル放送の標準方式第六章第四節に定める放送を行うもの（以下「高度狭帯域衛星基幹放送局」という。）の場合は、搬送波を変調する信号の伝送速度は、デジタル放送の標準方式第七十九条第二項に規定する値から(±)百万分の二十を超える偏差を生じないこと。

四 衛星基幹放送局のうちデジタル放送の標準方式第六章第五節に定める放送を行うもの（以下この条、第三十七条の二十七の二十及び別表第一号において「高度広帯域衛星基幹放送局」という。）の場合は、搬送波を変調する信号の伝送速度は、デジタル放送の標準方式第五十九条第三項に規定する値から(±)百万分の二十を超える偏差を生じないこと。

4・5 (略)

第三十七条の二十七の二十～第六十六条 (略)

別表第一号（第5条関係）

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差 (Hz 又はkHzを付したものを除き百万分率)
(略)	(略)	(略)
5 29.7MHzを超え100MHz以下	<u>1 固定局、陸上局及び移動局 (注18、19、20)</u> <u>(1) 54MHzを超え70MHz以下のもの</u> ア <u>1W以下のもの</u> 20 イ <u>1Wを超えるもの</u> 10 <u>(2) その他の周波数のもの</u> 20	

と。

一 衛星基幹放送局のうちデジタル放送の標準方式第六章第三節に規定する放送を行うもの（以下「広帯域衛星基幹放送局」という。）の場合は、搬送波を変調する信号の通信速度は、デジタル放送の標準方式第五十二条第三項に規定する値から(±)百万分の二十を超える偏差を生じないこと。

二 衛星基幹放送局のうちデジタル放送の標準方式第六章第四節に規定する放送を行うもの（以下「高度狭帯域衛星基幹放送局」という。）の場合は、搬送波を変調する信号の伝送速度は、デジタル放送の標準方式第七十九条第二項に規定する値から(±)百万分の二十を超える偏差を生じないこと。

四 衛星基幹放送局のうちデジタル放送の標準方式第六章第五節に規定する放送を行うもの（以下この条、第三十七条の二十七の二十及び別表第一号において「高度広帯域衛星基幹放送局」という。）の場合は、搬送波を変調する信号の伝送速度は、デジタル放送の標準方式第五十九条第三項に規定する値から(±)百万分の二十を超える偏差を生じないこと。

4・5 (略)

第三十七条の二十七の二十～第六十六条 (略)

別表第一号（第5条関係）

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差 (Hz 又はkHzを付したものを除き百万分率)
(略)	(略)	(略)
5 29.7MHzを超え100MHz以下	<u>1 固定局、陸上局及び移動局 (注18、19、20)</u> <u>(1) 54MHzを超え70MHz以下のもの</u> ア <u>1W以下のもの</u> 20 イ <u>1Wを超えるもの</u> 10 <u>(2) その他の周波数のもの</u> 20	

	<u>の</u> <u>2 無線測位局</u> 50 <u>3 地上基幹放送局</u> (1) <u>移動受信用地上基幹放送を行う地上基幹放送局（注21、51）</u> 1 Hz (2) <u>その他の地上基幹放送局</u> 20 <u>4 標準周波数局</u> 0.005 <u>5 アマチュア局</u> 500 <u>6 地球局及び宇宙局</u> 20 <u>7 特定小電力無線局</u> 20	
6 100MHzを超え470MHz以下	1～4 (略) 5 地上基幹放送局（注21、51） (1) <u>超短波放送のうちデジタル放送又は移動受信用地上基幹放送を行う地上基幹放送局</u> 1 Hz (2) <u>その他の地上基幹放送局</u> 500Hz 6～10 (略)	(略)
(略)	(略)	(略)

注 1～20 (略)

- 21 次に掲げる地上基幹放送局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。ただし、(3)、(5)及び(6)に掲げるものであつて総務大臣が別に告示する地上基幹放送局の送信設備については、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものとする。
- (1) 超短波放送のうちデジタル放送（デジタル放送の標準方式第2章に定めるものに限る。）であつて、電波の能率的な利用を著しく阻害するものではないと総務大臣が特に認めたもの 500Hz

	<u>の</u> <u>2 無線測位局</u> 50 <u>3 地上基幹放送局</u> 20 <u>4 標準周波数局</u> 0.005 <u>5 アマチュア局</u> 500 <u>6 地球局及び宇宙局</u> 20 <u>7 特定小電力無線局</u> 20	
6 100MHzを超え470MHz以下	1～4 (略) 5 地上基幹放送局（注21、51） (1) <u>超短波放送のうちデジタル放送又はマルチメディア放送を行う地上基幹放送局</u> 1 Hz (2) <u>その他の地上基幹放送局</u> 500Hz 6～10 (略)	(略)
(略)	(略)	(略)

注 1～20 (略)

- 21 次に掲げる地上基幹放送局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。ただし、(3)、(5)及び(6)に掲げるものであつて総務大臣が別に告示する地上基幹放送局の送信設備については、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものとする。
- (1) 超短波放送のうちデジタル放送であつて、電波の能率的な利用を著しく阻害するものではないと総務大臣が特に認めたもの 500Hz

- (2) デジタル放送の標準方式第3章に定める放送を行う地上基幹放送局（(3)に規定するものを除く。）であつて、電波の能率的な利用を著しく阻害するものではないと総務大臣が特に認めたもの 500Hz
- (3) デジタル放送の標準方式第3章に定める放送を行う地上基幹放送局であつて、他の地上基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行うもの
- ア 空中線電力が0.5Wを超えるもの 3kHz
- イ 空中線電力が0.5W以下のもの 10kHz
- (4) デジタル放送の標準方式第4章第1節又は第2節に定める放送を行う地上基幹放送局（(6)アに規定するものを除く。）であつて、電波の能率的な利用を著しく阻害するものではないと総務大臣が特に認めたもの 500Hz
- (5) デジタル放送の標準方式第4章第3節に定める放送を行う地上基幹放送局（(6)イに規定するものを除く。）

$$B \times 10^3 / N_{\text{FFT}} \text{ Hz}$$

Bはデジタル放送の標準方式第35条第1項に示す周波数帯幅（単位MHz）、 N_{FFT} は同令別表第十九号の十五別記に示す共通サブキャリア総数とする。以下この注において同じ。

- (6) デジタル放送の標準方式第4章に定める放送を行う地上基幹放送局であつて、他の地上基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行うもの
- ア デジタル放送の標準方式第4章第1節又は第2節に定める放送を行う地上基幹放送局
- (ア) 空中線電力が0.5Wを超えるもの 3kHz
- (イ) 空中線電力が0.5W以下のもの 10kHz
- イ デジタル放送の標準方式第4章第3節に定める放送を行う地上基幹放送局

$$B \times 10^4 / N_{\text{FFT}} \text{ Hz}$$

22～48 (略)

49 単一周波数ネットワーク（同一の放送対象地域において、他の地上基幹放送局（デジタル放送の標準方式第3章に定める放送を行うものに限る。）と近接する地上基幹放送局（同章に定める放送を行うものに限る。）

- (2) テレビジョン放送を行う地上基幹放送局（(3)に規定するものを除く。）であつて、電波の能率的な利用を著しく阻害するものではないと総務大臣が特に認めたもの 500Hz
- (3) テレビジョン放送を行う地上基幹放送局であつて、他の地上基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行うもの
- ア 空中線電力が0.5Wを超えるもの 3kHz
- イ 空中線電力が0.5W以下のもの 10kHz
- (4) マルチメディア放送のうちデジタル放送の標準方式第4章第1節に規定する放送を行う地上基幹放送局（(6)アに規定するものを除く。）であつて、電波の能率的な利用を著しく阻害するものではないと総務大臣が特に認めたもの 500Hz
- (5) マルチメディア放送のうちデジタル放送の標準方式第4章第2節に規定する放送を行う地上基幹放送局（(6)イに規定するものを除く。）

$$B \times 10^3 / N_{\text{FFT}} \text{ Hz}$$

Bはデジタル放送の標準方式第35条第1項に示す周波数帯幅（単位MHz）、 N_{FFT} は同令別表第十九号の十五別記に示す共通サブキャリア総数とする。以下この注において同じ。

- (6) マルチメディア放送を行う地上基幹放送局であつて、他の地上基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行うもの
- ア デジタル放送の標準方式第4章第1節に規定する放送を行う地上基幹放送局
- (ア) 空中線電力が0.5Wを超えるもの 3kHz
- (イ) 空中線電力が0.5W以下のもの 10kHz
- イ デジタル放送の標準方式第4章第2節に規定する放送を行う地上基幹放送局

$$B \times 10^4 / N_{\text{FFT}} \text{ Hz}$$

22～48 (略)

49 単一周波数ネットワーク（同一の放送対象地域において、他の地上基幹放送局（テレビジョン放送を行うものに限る。）と近接する地上基幹放送局（テレビジョン放送を行うものに限る。）が、当該他の地上基幹

。)が、当該他の地上基幹放送局と同一の放送番組を同一周波数の電波で送信する場合における地上基幹放送局の集まりをいう。)を構成する2以上の地上基幹放送局にあつては、この表の7の項中4(1)並びに注21ただし書及び(3)の規定によるほか、当該2以上の地上基幹放送局間の周波数の相対的な偏差の値は10Hz以内とする。

50 (略)

51 単一周波数ネットワーク(同一の放送対象地域において、他の地上基幹放送局(デジタル放送の標準方式第4章第1節又は第2節に定める放送を行うものに限る。)と近接する地上基幹放送局(同章第1節又は第2節に定める放送を行うものに限る。))が、当該他の地上基幹放送局と同一の放送番組を同一周波数の電波で送信する場合における地上基幹放送局の集まりをいう。)を構成する2以上の地上基幹放送局にあつては、この表の5の項3(1)及び6の項5(1)並びに注21ただし書及び(6)アの規定によるほか、当該2以上の地上基幹放送局間の周波数の相対的な偏差の値は10Hz以内とする。

52~54 (略)

別表第二号(第6条関係)

第1~31 (略)

第32 X7W電波を使用する超短波放送のうちデジタル放送を行う地上基幹放送局(デジタル放送の標準方式第2章に定める放送を行うものに限る。)の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、 $(6,000/14 \times n + 38.48)$ kHzを小数点以下切り上げた値とする。ただし、nはデジタル放送の標準方式第11条第3項のOFDMフレームに含まれるOFDMセグメントの数とする。

第33~54 (略)

第55 X7W電波を使用する移動受信地上基幹放送を行う地上基幹放送局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

1 デジタル放送の標準方式第4章第1節又は第2節に定める放送を行うもの

$6,000/14 \times n + 38.48$ kHzの小数点以下を切り上げた値

ただし、nはデジタル放送の標準方式第4章第1節に定める放送を行うものにあつてはデジタル放送の標準方式第11条第3項のOFDMフ

放送局と同一の放送番組を同一周波数の電波で送信する場合における地上基幹放送局の集まりをいう。)を構成する2以上の地上基幹放送局にあつては、この表の7の項中4(1)並びに注21ただし書及び(3)の規定によるほか、当該2以上の地上基幹放送局間の周波数の相対的な偏差の値は10Hz以内とする。

50 (略)

51 単一周波数ネットワーク(同一の放送対象地域において、他の地上基幹放送局(デジタル放送の標準方式第4章第1節に規定する放送を行うものに限る。)と近接する地上基幹放送局(デジタル放送の標準方式第4章第1節に規定する放送を行うものに限る。))が、当該他の地上基幹放送局と同一の放送番組を同一周波数の電波で送信する場合における地上基幹放送局の集まりをいう。)を構成する2以上の地上基幹放送局にあつては、この表の6の項中5(1)並びに注21ただし書及び(7)アの規定によるほか、当該2以上の地上基幹放送局間の周波数の相対的な偏差の値は10Hz以内とする。

52~54 (略)

別表第二号(第6条関係)

第1~31 (略)

第32 X7W電波を使用する超短波放送のうちデジタル放送を行う地上基幹放送局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、 $(6,000/14 \times n + 38.48)$ kHzを小数点以下切り上げた値とする。ただし、nはデジタル放送の標準方式第11条第3項のOFDMフレームに含まれるOFDMセグメントの数とする。

第33~54 (略)

第55 X7W電波を使用するマルチメディア放送を行う地上基幹放送局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

1 デジタル放送の標準方式第4章第1節に規定する放送を行うもの

$6,000/14 \times n + 38.48$ kHzの小数点以下を切り上げた値

ただし、nはデジタル放送の標準方式第28条第2項のOFDMフレームに含まれるOFDMセグメントの数とする。

レーム、同章第2節に定める放送を行うものにあつてはデジタル放送の標準方式第28条第2項のOFDMフレームに含まれるOFDMセグメントの数とする。

2 デジタル放送の標準方式第4章第3節に定める放送を行うもの
デジタル放送の標準方式第35条第1項の周波数帯幅
第56～64 (略)

別表第三号 (第7条関係)

1～4 (略)

5 地上基幹放送局等の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

(4) 超短波放送のうちデジタル放送を行う地上基幹放送局の送信設備(移動受信地上基幹放送を行うものを除く。)及びデジタル放送の標準方式第4章第1節に定める放送を行う地上基幹放送局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(略表)

(5) デジタル放送の標準方式第4章第2節及び第3節に定める放送を行う地上基幹放送局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(略表)

(6) デジタル放送の標準方式第3章に定める放送を行う地上基幹放送局及び470MHzを超え710MHz以下の周波数の電波を使用して放送番組中継を行う固定局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。ただし、空中線電力が8kWを超える送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値については、別図第4号の8の8に規定する値を準用する。

2 デジタル放送の標準方式第4章第2節に規定する放送を行うもの
デジタル放送の標準方式第35条第1項の周波数帯幅

第56～64 (略)

別表第三号 (第7条関係)

1～4 (略)

5 地上基幹放送局等の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

(4) 超短波放送のうちデジタル放送を行う地上基幹放送局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(略表)

(5) マルチメディア放送を行う地上基幹放送局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(略表)

注 マルチメディア放送を行う放送局を除き、空中線電力は、映像送信設備の尖頭電力の値とする。

(6) 標準テレビジョン放送又は高精細度テレビジョン放送を行う地上基幹放送局及び470MHzを超え710MHz以下の周波数の電波を使用して放送番組中継を行う固定局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。ただし、空中線電力が8kWを超える送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値については、別図第4号の8の8に規定する値を準用する。

<p>(7) (略) 6～57 (略)</p>	<p>(7) (略) 6～57 (略)</p>
<p>別表第四号・別表第五号 (略)</p>	<p>別表第四号・別表第五号 (略)</p>
<p>別図第一号～別図第四号の八の四 (略)</p>	<p>別図第一号～別図第四号の八の四 (略)</p>
<p>別図第四号の八の五 搬送波の変調波スペクトルの許容範囲 (第37条の27の8第1項 <u>及び第37条の27の11の3第1号</u> 関係) (略)</p>	<p>別図第四号の八の五 搬送波の変調波スペクトルの許容範囲 (第37条の27の8第1項関係) (略)</p>
<p>別図第四号の八の六～別図第四号の八の八 (略)</p>	<p>別図第四号の八の六～別図第四号の八の八 (略)</p>
<p>別図第四号の八の八の二 搬送波の変調波スペクトルの許容範囲 (<u>第37条の27の11の3第2号</u> 関係) (略)</p>	<p>別図第四号の八の八の二 搬送波の変調波スペクトルの許容範囲 (<u>第37条の27の11の3第1号</u> 関係) (略)</p>
<p>別図第四号の八の八の三 搬送波の変調波スペクトルの許容範囲 (<u>第37条の27の11の3第3号</u> 関係) (略)</p>	<p>別図第四号の八の八の三 搬送波の変調波スペクトルの許容範囲 (<u>第37条の27の11の3第2号</u> 関係) (略)</p>

基幹放送局の開設の根本的基準の一部を改正する省令案新旧対照表

○ 基幹放送局の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第二十一号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現 行
<p>第一条（略）</p> <p>（用語の意義）</p> <p>第二条 この規則中の次に掲げる用語の意義は、本条に示すとおりとする。</p> <p>一〜十四（略）</p> <p>十五 「放送区域」とは、一の基幹放送局（人工衛星に開設するものを除く。）の放送に係る区域であつて、中波放送、超短波放送、テレビジョン放送、マルチメディア放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局については、次に掲げる区域をいう。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 超短波放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局（移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。）</p> <p>（一）（二）（略）</p> <p>(3) テレビジョン放送を行う基幹放送局（移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。）</p> <p>基幹放送局の電界強度（地上十メートルの高さにおけるものとする。）が、毎メートル一ミリボルト以上である区域</p> <p>(4) マルチメディア放送を行う基幹放送局（移動受信用地上基幹放送を行うものに限る。）であつて、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号。以下「デジタル放送の標準方式」という。）第四章第一節に</p>	<p>第一条（略）</p> <p>（用語の意義）</p> <p>第二条 この規則中の次に掲げる用語の意義は、本条に示すとおりとする。</p> <p>一〜十四（略）</p> <p>十五 「放送区域」とは、一の基幹放送局（人工衛星に開設するものを除く。）の放送に係る区域であつて、中波放送、超短波放送、テレビジョン放送、マルチメディア放送（移動受信用地上基幹放送に限る。）、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局については、次に掲げる区域をいう。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 超短波放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局</p> <p>（一）（二）（略）</p> <p>(3) テレビジョン放送を行う基幹放送局</p> <p>基幹放送局の電界強度（地上十メートルの高さにおけるものとする。）が、毎メートル一ミリボルト以上である区域</p>

定める放送を行うもの

基幹放送局の電界強度（地上四メートルの高さにおけるものとする。）が、毎メートル $\sqrt{(1.12)^2 \times n + (0.71)^2 \times m}$ ミリボルト以上である区域（ n はデジタル放送の標準方式第十一条第三項に規定するOFDMフレームに含まれる三セグメント形式のOFDMフレームの数とし、 m は同項に規定するOFDMフレームに含まれる一セグメント形式のOFDMフレームの数とする。）

(5) テレビジョン放送及びマルチメディア放送を行う基幹放送局（移動受信地上基幹放送を行うものに限る。）

(一) デジタル放送の標準方式第四章第二節に定める放送を行うもの

基幹放送局の電界強度（地上四メートルの高さにおけるものとする。（二）において同じ。）が、毎メートル

$\sqrt{(1.12)^2 \times n + (0.32)^2 \times m}$ ミリボルト以上である区域（ n はデジタル放送の標準方式第二十八条第二項に規定するOFDMフレームに含まれる十三セグメント形式のOFDMフレームの数とし、 m は同項に規定するOFDMフレームに含まれる一セグメント形式のOFDMフレームの数とする。）

(二) デジタル放送の標準方式第四章第三節に定める放送を行うもの

基幹放送局の電界強度が、毎メートル $1.26 \times 10^{0.5 \times \log(B/5.55)}$ //

(4) マルチメディア放送（移動受信地上基幹放送に限る。）を行う基幹放送局

(一) 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号。以下「デジタル放送の標準方式」という。）第四章第一節に規定する放送を行うもの

基幹放送局の電界強度（地上四メートルの高さにおけるものとする。（二）において同じ。）が、毎メートル

$\sqrt{(1.12)^2 \times n + (0.32)^2 \times m}$ ミリボルト以上である区域（ n はデジタル放送の標準方式第二十八条のOFDMフレームに含まれる十三セグメント形式のOFDMフレームの数とし、 m は同項のOFDMフレームに含まれる一セグメント形式のOFDMフレームの数とする。）

(二) デジタル放送の標準方式第四章第二節に規定する放送を行うもの

基幹放送局の電界強度が、毎メートル $1.26 \times 10^{0.5 \times \log(B/5.55)}$ //

リポルト以上である区域（Bは、放送局の使用する周波数帯幅（単位MHz）とする。）

第三条～第六条（略）

第七条 超短波放送、~~テレビジョン放送~~、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局（人工衛星に開設するもの及び移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。）を開設しようとする者は、指針として次の各号の条件を満たすようにしなければならない。

一・二（略）

2（略）

第八条～第十条（略）

リポルト以上である区域（Bは、放送局の使用する周波数帯幅（単位MHz）とする。）

第三条～第六条（略）

第七条 超短波放送、~~テレビジョン放送~~、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局（人工衛星に開設するものを除く。）を開設しようとする者は、指針として次の各号の条件を満たすようにしなければならない。

一・二（略）

2（略）

第八条～第十条（略）

基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の一部を改正する省令案新旧対照表

○基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令（平成二十三年六月二十九日総務省令第八十二号）（傍線部分は改正部分）

改正案	現 行
<p>（地上基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準の特例）</p> <p>第三条（略）</p> <p>一 その地上基幹放送の業務が行われることにより、申請者が中波放送、短波放送又はコミュニティ放送（放送法施行規則別表第五号（注）九のコミュニティ放送をいう。以下同じ。）以外の超短波放送による地上基幹放送の業務（四以下に限る。）に係る法第九十三条第一項第四号イからハまでに掲げる者となる場合</p> <p>二（略）</p> <p>三 隣接して連続する複数の放送対象地域（以下「連続放送対象地域」という。）のうちの一の放送対象地域においてテレビジョン放送による地上基幹放送の業務（<u>領域放送（放送法施行規則別表第五号（注）八の領域放送をいう。以下同じ。）</u>）であるものに限る。以下この号において同じ。）を行おうとする場合であつて、その地上基幹放送の業務が行われることにより、連続放送対象地域の各放送対象地域（申請者がテレビジョン放送による地上基幹放送の業務を行おうとする放送対象地域を除く。）においてテレビジョン放送による地上基幹放送の業務を行</p>	<p>（地上基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準の特例）</p> <p>第三条 申請者のうち地上基幹放送の業務を行おうとする者に関し、 、法第九十三条第一項第四号ただし書の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 その地上基幹放送の業務が行われることにより、申請者が中波放送、短波放送又はコミュニティ放送（<u>放送法施行規則別表第五号（注）十二のコミュニティ放送をいう。以下同じ。）</u>以外の超短波放送による地上基幹放送の業務（四以下に限る。）に係る法第九十三条第一項第四号イからハまでに掲げる者となる場合</p> <p>二（略）</p> <p>三 隣接して連続する複数の放送対象地域（以下「連続放送対象地域」という。）のうちの一の放送対象地域においてテレビジョン放送による地上基幹放送の業務（<u>領域放送（放送法施行規則別表第五号（注）十一の領域放送をいう。）</u>）であるものに限る。以下この号において同じ。）を行おうとする場合であつて、その地上基幹放送の業務が行われることにより、連続放送対象地域の各放送対象地域（申請者がテレビジョン放送による地上基幹放送の業務を行おうとする放送対象地域を除く。）においてテレビジョン放送による地上基幹放送の業務を行う日本放</p>

う日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。以下同じ。）以外の基幹放送事業者（以下単に「基幹放送事業者」という。）（各放送対象地域ごとに一の基幹放送事業者に限る。以下この号及び第三項第二号において「特別基幹放送事業者」という。）の各々と申請者との間で、申請者が次に掲げるいずれかに該当する者となる場合（当該申請者及び特別基幹放送事業者に係る放送対象地域からなる連続放送対象地域が、当該連続放送対象地域のうちの一の放送対象地域に当該連続放送対象地域の他の全ての放送対象地域が隣接する位置関係にある場合又は当該位置関係と同程度に地域的関連性が密接であるものとして総務大臣が告示する地域に該当する場合に限る。）

イ〜ハ（略）

四〜八（略）

八の二（略）

九〜十一（略）

2〜4（略）

（移動受信用地上基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準の特例）

第四条の二 申請者のうち移動受信用地上基幹放送の業務（全国放送であるものに限る。以下この項において同じ。）を行おうとする者に関し、法第九十三条第一項第四号ただし書の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。以下同じ。）以外の基幹放送事業者（以下単に「基幹放送事業者」という。）（各放送対象地域ごとに一の基幹放送事業者に限る。以下この号及び第三項第二号において「特別基幹放送事業者」という。）の各々と申請者との間で、申請者が次に掲げるいずれかに該当する者となる場合（当該申請者及び特別基幹放送事業者に係る放送対象地域からなる連続放送対象地域が、当該連続放送対象地域のうちの一の放送対象地域に当該連続放送対象地域の他の全ての放送対象地域が隣接する位置関係にある場合又は当該位置関係と同程度に地域的関連性が密接であるものとして総務大臣が告示する地域に該当する場合に限る。）

イ〜ハ（略）

四〜八（略）

八の二 申請者等が移動受信用地上基幹放送の業務を行う者である場合において当該申請者が地上基幹放送の業務を行う場合

九〜十一（略）

2〜4（略）

（移動受信用地上基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準の特例）

第四条の二 申請者のうち移動受信用地上基幹放送の業務を行おうとする者に関し、法第九十三条第一項第四号ただし書の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 申請者等が移動受信用地上基幹放送の業務に関し使用するセグメント数及び基準セグメント数（使用するセグメント数が瞬間ごとに変動する場合において、基準となるセグメント数をいう。以下この条において同じ。）の合計が十三を超えない場合
- 二 基幹放送の普及等のため特に必要があると認める場合

2) 申請者のうち移動受信用地上基幹放送の業務（広域放送（放送法施行規則別表第五号（注）七の広域放送をいう。）又は県域放送であるものに限る。以下この項において同じ。）を行おうとする者に関し、法第九十三条第一項第四号ただし書の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 次のいずれにも該当する場合

イ 申請者等が行う移動受信用地上基幹放送の業務に係る放送対象地域の数が二を超えないこと（当該放送対象地域の数が二である場合にあつては、これらの放送対象地域が隣接する場合に限る。）。

ロ 申請者等が移動受信用地上基幹放送の業務に関し使用するセグメント数及び基準セグメント数の合計が一の放送対象地域において六を超えないこと。

二 基幹放送の普及等のため特に必要があると認める場合

（準用）

第六条 第三条第一項第三号の規定は、中波放送又は超短波放送を行う地上基幹放送の業務について準用する。この場合において、中波放送については、同号中「テレビジョン放送」とあるのは「中波放送」と読み替え、コミュニテイ放送以外の超短波放送につ

- 一 申請者等が移動受信用地上基幹放送の業務に関し使用するセグメント数及び基準セグメント数（使用するセグメント数が瞬間ごとに変動する場合において、基準となるセグメント数をいう。）の合計が十三を超えない場合
- 二 基幹放送の普及等のため特に必要があると認める場合

（準用）

第六条 第三条第一項第三号の規定は、中波放送又は超短波放送を行う地上基幹放送の業務について準用する。この場合において、中波放送については、同号中「テレビジョン放送」とあるのは「中波放送」と読み替え、コミュニテイ放送以外の超短波放送につ

いては、同号中「テレビジョン放送」とあるのは「コミュニティ放送以外の超短波放送」と読み替え、コミュニティ放送については、同号中「複数の放送対象地域」とあるのは「複数の都道府県」と、「連続放送対象地域」とあるのは「連続都道府県」と、「一の放送対象地域においてテレビジョン放送による地上基幹放送の業務（区域放送（放送法施行規則別表第五号（注）八の区域放送をいう。以下同じ。））であるものに限る。以下この号において同じ。）を行おうとする」とあるのは「一又は二以上の都道府県に属する放送対象地域においてコミュニティ放送による地上基幹放送の業務を行おうとする」と、「各放送対象地域」とあるのは「各都道府県」と、「テレビジョン放送による地上基幹放送の業務を」とあるのは「コミュニティ放送による地上基幹放送の業務を」と、「放送対象地域を除く。）」とあるのは「放送対象地域の全部又は一部を含む都道府県を除く。）」と、「放送対象地域からなる」とあるのは「放送対象地域の属する都道府県からなる」と、「一の放送対象地域に当該」とあるのは「一の都道府県に当該」と、「全ての放送対象地域」とあるのは「全ての都道府県」と読み替えるものとする。

（支配関係に該当する議決権の占める割合）

第八条 （略）

2 （略）

いては、同号中「テレビジョン放送」とあるのは「コミュニティ放送以外の超短波放送」と読み替え、コミュニティ放送については、同号中「複数の放送対象地域」とあるのは「複数の都道府県」と、「連続放送対象地域」とあるのは「連続都道府県」と、「一の放送対象地域においてテレビジョン放送による地上基幹放送の業務（区域放送（放送法施行規則別表第五号（注）十一の区域放送をいう。））であるものに限る。以下この号において同じ。）を行おうとする」とあるのは「一又は二以上の都道府県に属する放送対象地域においてコミュニティ放送による地上基幹放送の業務を行おうとする」と、「各放送対象地域」とあるのは「各都道府県」と、「テレビジョン放送による地上基幹放送の業務を」とあるのは「コミュニティ放送による地上基幹放送の業務を」と、「放送対象地域を除く。）」とあるのは「放送対象地域の全部又は一部を含む都道府県を除く。）」と、「放送対象地域からなる」とあるのは「放送対象地域の属する都道府県からなる」と、「一の放送対象地域に当該」とあるのは「一の都道府県に当該」と、「全ての放送対象地域」とあるのは「全ての都道府県」と読み替えるものとする。

（支配関係に該当する議決権の占める割合）

第八条 法第九十三条第二項第一号の総務省令で定める割合は、十分の一とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合についての法第九十三条第二項第一号の総務省令で定める割合は、百分の三十三・三三三三三三とする。

- 一 (略)
- 二 (略)
- 三 (略)

(出資者等)

第十条 申請者（全国放送である基幹放送の業務を行おうとする者を除く。）の主たる出資者、役員及び審議機関の委員は、できるだけその基幹放送の業務に係る放送対象地域に住所を有する者でなければならない。

- 一 (略)
- 二 (略)

- 三 移動受信用地上基幹放送の業務を行おうとする者又は移動受信用地上基幹放送事業者の議決権を有する場合

(出資者等)

第十条 申請者のうち地上基幹放送の業務を行おうとする者の主たる出資者、役員及び審議機関の委員は、できるだけその地上基幹放送の業務に係る放送対象地域に住所を有する者でなければならない。

基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令の一部を改正する省令案新旧対照表

○基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令（平成二十三年六月二十九日総務省令第八十三号）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（認定放送持株会社であつて総務省令で定めるもの）</p> <p>第三条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ その認定放送持株会社の子会社とする地上基幹放送事業者が行う地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局が属する放送系（法第九十一条第二項第三号の放送系をいう。）に係る放送対象地域の数（広域放送（放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）別表第五号（注）七の広域放送をいう。）に係るものにあつては放送対象地域内にある都府県の数とする。）の合計が、十二以下であること。</p> <p>ハ（略）</p> <p>二・三（略）</p> <p>（認定放送持株会社の子会社が行う地上基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準の特例）</p> <p>第四条（略）</p> <p>一 その地上基幹放送の業務が行われることにより、その地上基</p>	<p>（認定放送持株会社であつて総務省令で定めるもの）</p> <p>第三条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ その認定放送持株会社の子会社とする地上基幹放送事業者が行う地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局が属する放送系（法第九十一条第二項第三号の放送系をいう。）に係る放送対象地域の数（広域放送（放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）別表第五号（注）十の広域放送をいう。）に係るものにあつては放送対象地域内にある都府県の数とする。）の合計が、十二以下であること。</p> <p>ハ（略）</p> <p>二・三（略）</p> <p>（認定放送持株会社の子会社が行う地上基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準の特例）</p> <p>第四条（略）</p> <p>一 その地上基幹放送の業務が行われることにより、その地上基</p>

幹放送の業務に係る放送対象地域において、申請者たる認定放送持株会社の子会社が中波放送、短波放送又はコミュニティ放送（放送法施行規則別表第五号（注）九のコミュニティ放送をいう。以下同じ。）以外の超短波放送による地上基幹放送の業務（四以下に限る。）に係る法第九十三条第一項第四号イからハまでに掲げる者となる場合

二（略）

三 隣接して連続する複数の放送対象地域（以下「連続放送対象地域」という。）のうちの一の放送対象地域においてテレビジョン放送による地上基幹放送の業務（区域放送（放送法施行規則別表第五号（注）八の区域放送をいう。））であるものに限る。以下この号において同じ。）を行おうとする場合であつて、その地上基幹放送の業務が行われることにより、連続放送対象地域の各放送対象地域（申請者がテレビジョン放送による地上基幹放送の業務を行おうとする放送対象地域を除く。）においてテレビジョン放送による地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者（各放送対象地域ごとに一の基幹放送事業者に限る。以下この号において「特別基幹放送事業者」という。）の各々と申請者たる認定放送持株会社の子会社との間で、申請者が次に掲げるいずれかに該当する者となる場合（申請者たる認定放送持株会社の子会社が特別基幹放送事業者について法第九十三条第一項第四号ロに掲げる者となる場合又は認定放送持株会社の子会社が申請者及び特別基幹放送事業者に係る同号ロに掲げる者となる場合であつて、申請者及び当該特別基幹放送事業者が認定放送持株会社の子会社とならないときを除き、当該申請者

幹放送の業務に係る放送対象地域において、申請者たる認定放送持株会社の子会社が中波放送、短波放送又はコミュニティ放送（放送法施行規則別表第五号（注）十二のコミュニティ放送をいう。以下同じ。）以外の超短波放送による地上基幹放送の業務（四以下に限る。）に係る法第九十三条第一項第四号イからハまでに掲げる者となる場合

二（略）

三 隣接して連続する複数の放送対象地域（以下「連続放送対象地域」という。）のうちの一の放送対象地域においてテレビジョン放送による地上基幹放送の業務（区域放送（放送法施行規則別表第五号（注）十一の区域放送をいう。））であるものに限る。以下この号において同じ。）を行おうとする場合であつて、その地上基幹放送の業務が行われることにより、連続放送対象地域の各放送対象地域（申請者がテレビジョン放送による地上基幹放送の業務を行おうとする放送対象地域を除く。）においてテレビジョン放送による地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者（各放送対象地域ごとに一の基幹放送事業者に限る。以下この号において「特別基幹放送事業者」という。）の各々と申請者たる認定放送持株会社の子会社との間で、申請者が次に掲げるいずれかに該当する者となる場合（申請者たる認定放送持株会社の子会社が特別基幹放送事業者について法第九十三条第一項第四号ロに掲げる者となる場合又は認定放送持株会社の子会社が申請者及び特別基幹放送事業者に係る同号ロに掲げる者となる場合であつて、申請者及び当該特別基幹放送事業者が認定放送持株会社の子会社とならないときを除き、当該申請

及び特別基幹放送事業者に係る放送対象地域からなる連続放送対象地域が、当該連続放送対象地域のうちの一の放送対象地域に当該連続放送対象地域の他の全ての放送対象地域が隣接する位置関係にある場合又は基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令第三条第一項第三号括弧書の規定に基づき総務大臣が告示する地域に該当する場合に限る。）

イ〜ハ (略)

四〜八 (略)

二〜四 (略)

(認定放送持株会社の子会社が行う移動受信用地上基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準の特例)

第五条の二 (略)

(準用)

第七条 第四条第一項第三号の規定は、中波放送又は超短波放送を行う地上基幹放送の業務について準用する。この場合において、中波放送については、同号中「テレビジョン放送」とあるのは「中波放送」と読み替え、コミュニティ放送以外の超短波放送については、同号中「テレビジョン放送」とあるのは「コミュニティ放送以外の超短波放送」と読み替え、コミュニティ放送について

者及び特別基幹放送事業者に係る放送対象地域からなる連続放送対象地域が、当該連続放送対象地域のうちの一の放送対象地域に当該連続放送対象地域の他の全ての放送対象地域が隣接する位置関係にある場合又は基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令第三条第一項第三号括弧書の規定に基づき総務大臣が告示する地域に該当する場合に限る。）

イ〜ハ (略)

四〜八 (略)

二〜四 (略)

(認定放送持株会社の子会社が行う移動受信用地上基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準の特例)

第五条の二 申請者たる認定放送持株会社の子会社のうち移動受信用地上基幹放送の業務を行おうとする者に関し、法第百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する法第九十三条第一項第四号の総務省令で定める場合は、基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令第四条の二のとおりとする。

(準用)

第七条 第四条第一項第三号の規定は、中波放送又は超短波放送を行う地上基幹放送の業務について準用する。この場合において、中波放送については、同号中「テレビジョン放送」とあるのは「中波放送」と読み替え、コミュニティ放送以外の超短波放送については、同号中「テレビジョン放送」とあるのは「コミュニティ放送以外の超短波放送」と読み替え、コミュニティ放送について

は、同号中「複数の放送対象地域」とあるのは「複数の都道府県」と、「連続放送対象地域」とあるのは「連続都道府県」と、「一の放送対象地域においてテレビジョン放送による地上基幹放送の業務（地域放送（放送法施行規則別表第五号（注）八の地域放送をいう。））であるものに限る。以下この号において同じ。）を行おうとする」とあるのは「一又は二以上の都道府県に属する放送対象地域においてコミュニティ放送による地上基幹放送の業務を行おうとする」と、「各放送対象地域」とあるのは「各都道府県」と、「テレビジョン放送による地上基幹放送の業務を」とあるのは「コミュニティ放送による地上基幹放送の業務を」と、「放送対象地域を除く。」とあるのは「放送対象地域の全部又は一部を含む都道府県を除く。」と、「放送対象地域からなる」とあるのは「放送対象地域の属する都道府県からなる」と、「一の放送対象地域に当該」とあるのは「一の都道府県に当該」と、「全ての放送対象地域」とあるのは「全ての都道府県」と読み替えるものとする。

（審議機関の委員）

第十一条 申請者たる認定放送持株会社の子会社（全国放送である基幹放送の業務を行おうとする者を除く。）の審議機関の委員は、できるだけその基幹放送の業務に係る放送対象地域に住所を有する者でなければならない。

は、同号中「複数の放送対象地域」とあるのは「複数の都道府県」と、「連続放送対象地域」とあるのは「連続都道府県」と、「一の放送対象地域においてテレビジョン放送による地上基幹放送の業務（地域放送（放送法施行規則別表第五号（注）十一の地域放送をいう。））であるものに限る。以下この号において同じ。）を行おうとする」とあるのは「一又は二以上の都道府県に属する放送対象地域においてコミュニティ放送による地上基幹放送の業務を行おうとする」と、「各放送対象地域」とあるのは「各都道府県」と、「テレビジョン放送による地上基幹放送の業務を」とあるのは「コミュニティ放送による地上基幹放送の業務を」と、「放送対象地域を除く。」とあるのは「放送対象地域の全部又は一部を含む都道府県を除く。」と、「放送対象地域からなる」とあるのは「放送対象地域の属する都道府県からなる」と、「一の放送対象地域に当該」とあるのは「一の都道府県に当該」と、「全ての放送対象地域」とあるのは「全ての都道府県」と読み替えるものとする。

（審議機関の委員）

第十一条 申請者たる認定放送持株会社の子会社のうち地上基幹放送の業務を行おうとする者の審議機関の委員は、できるだけその地上基幹放送の業務に係る放送対象地域に住所を有する者でなければならない。

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の一部を改正する省令案新旧対照表

○ 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号）（傍線部分は改正部分）

改正案	現 行
<p>目次</p> <p>第二章・第二章（略）</p> <p>第三章 地上基幹放送局（移動受信地上基幹放送を行うものを除く。）を用いて行う標準テレビジョン放送のうちデジタル放送及び高精細度テレビジョン放送（第十八条―第二十四条）</p> <p>第四章 地上基幹放送局（移動受信地上基幹放送を行うものに限る。）を用いて行うテレビジョン放送及びマルチメディア放送</p> <p>第一節 九九MHzを超え二〇八MHz以下の周波数の電波を使用する地上基幹放送局を用いて行うマルチメディア放送のうちセグメント連結伝送方式によるもの（第二十四条の二―第二十四条の七）</p> <p>第二節 二〇七・五MHz以上二三二MHz以下の周波数の電波を使用する地上基幹放送局を用いて行うテレビジョン放送及びマルチメディア放送のうちセグメント連結伝送方式によるもの（第二十五条―第三十二条）</p> <p>第三節 二〇七・五MHz以上二三二MHz以下の周波数の電波を使用する地上基幹放送局を用いて行うテレビジョン放送及びマルチメディア放送のうち選択帯域伝送方式によるもの（第三十三条―第四十八条）</p> <p>第五章～第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条～第八条（略）</p> <p>第二章 地上基幹放送局を用いて行う超短波放送のうちデジタル放送</p>	<p>目次</p> <p>第二章・第二章（略）</p> <p>第三章 地上基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン放送のうちデジタル放送及び高精細度テレビジョン放送（第十八条―第二十四条）</p> <p>第四章 地上基幹放送局を用いて行うマルチメディア放送（第二十五条―第四十八条）</p> <p>第一節 二〇七・五MHz以上二三二MHz以下の周波数の電波を使用する地上基幹放送局を用いて行うマルチメディア放送のうちセグメント連結伝送方式によるもの（第二十五条―第三十二条）</p> <p>第二節 二〇七・五MHz以上二三二MHz以下の周波数の電波を使用する地上基幹放送局を用いて行うマルチメディア放送のうち選択帯域伝送方式によるもの（第三十三条―第四十八条）</p> <p>第五章～第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条～第八条（略）</p> <p>第二章 地上基幹放送局を用いて行う超短波放送のうちデジタル放送</p>

(適用の範囲)

第九条 この章の規定は、地上基幹放送局（地上基幹放送試験局及び地上基幹放送を行うための実用化試験局を含む。以下同じ。）を用いて行う超短波放送のうちデジタル放送（第四章に定める放送を除く。）に適用があるものとする。

第十条～第十七条 （略）

第三章 地上基幹放送局（移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。）を用いて行う標準テレビジョン放送のうちデジタル放送及び高精細度テレビジョン放送

第十八条 この章の規定は、地上基幹放送局（移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。以下この章において同じ。）を用いて行う標準テレビジョン放送のうちデジタル放送及び高精細度テレビジョン放送に適用があるものとする。

第十九条～第二十四条 （略）

第四章 地上基幹放送局（移動受信用地上基幹放送を行うものに限る。）を用いて行うテレビジョン放送及びマルチメディア放送

第一節 九九MHzを超え一〇八MHz以下の周波数の電波を使用する地上基幹放送局を用いて行うマルチメディア放送のうちセグメント連結伝送方式によるもの

(適用の範囲)

第二十四条の二 この節の規定は、九九MHzを超え一〇八MHz以下の周波数の電波を使用する地上基幹放送局（移動受信用地上基幹放送を行うもの

(適用の範囲)

第九条 この章の規定は、地上基幹放送局（地上基幹放送試験局及び地上基幹放送を行うための実用化試験局を含む。以下同じ。）を用いて行う超短波放送のうちデジタル放送に適用があるものとする。

第十条～第十七条 （略）

第三章 地上基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン放送のうちデジタル放送及び高精細度テレビジョン放送

第十八条 この章の規定は、地上基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン放送のうちデジタル放送及び高精細度テレビジョン放送に適用があるものとする。

第十九条～第二十四条 （略）

第四章 地上基幹放送局を用いて行うマルチメディア放送

に限る。)を用いて行うマルチメディア放送のうちセグメント連結伝送方式によるものに適用があるものとする。

(多重化)

第二十四条の三 符号化信号は、第三条第二項に規定されるもののほか、次に掲げる伝送方法によるものとする。

- 一 パケットにより多重すること。
 - 二 任意の長さでグループ化し、その構成は、別表第二十二号に示す「IPパケット又はIPパケットを圧縮したもの(以下「IPパケット等」という。)によること。
 - 三 IPパケット等による情報は、別表第二十三号に示す「ULEパケット」により伝送すること。
 - 四 ULEパケットによる情報は、TSパケットにより伝送すること。
- 2 TSパケットにより伝送される符号化信号の伝送制御は、第三条第二項に規定する伝送制御信号のほか、AMT(放送番組番号を識別するサービス識別子及びIPパケット等を関連付ける伝送制御信号をいう。以下この条において同じ。)により行うものとする。
- 3 AMTの構成は、セクション形式によるものとする。
- 4 IPパケット及びULEパケットの送出手順並びにAMTの構成については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

(伝送主シンボル)

第二十四条の四 伝送主シンボルは、階層（第十二条に規定する階層をいう。以下この条において同じ）ごとに分割された伝送主信号について、それぞれ四相位相変調又は十六値直交振幅変調のためのキャリア変調マッピングを行って生成されたシンボルとし、階層合成、時間インターリーブ及び周波数インターリーブによりデータセグメントを構成するものとする。

（映像信号の符号化）

第二十四条の五 映像信号のうちPESパケットによるものの符号化は、画面内予測符号化方式、動き補償予測符号化方式、整数変換方式及びエントロピー符号化方式を組み合わせたものとし、その映像の圧縮手順及び送出手順については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

2 映像信号のうちPESパケットによるものの符号化は、別表第二十六号に示す最大フレーム周波数、画面の横と縦の比並びに映像の輝度信号及び色差信号の画素数のとおり行うものとする。

3 第四条第一項の規定は、第二十四条の二に規定するマルチメディア放送には適用しない。

（映像信号）

第二十四条の六 映像信号のうちPESパケットによるものは、輝度信号及び色差信号から成るものとし、別表第六十九号に掲げる方程式によるものとする。

2 映像信号のうちPESパケットによるものの輝度信号及び色差信号の

標本値は、八桁の二進数字によつて量子化を行うものとする。

(準用規定)

第二十四条の七 第十条、第十一条、第十二条第二項、第十三条から第十五条まで、第十七条並びに第二十二條の規定は、第二十四条の二に規定するマルチメディア放送について準用する。この場合において、第二十一条第二項及び第三項中「セグメント番号0」とあるのは、「セグメント形式のOFDMフレーム又は三セグメント形式のOFDMフレームのセグメント番号0」と読み替えるものとする。

第二節 二〇七・五MHz以上二二三MHz以下の周波数の電波を使用する地上基幹放送局を用いて行うテレビジョン放送及びマルチメディア放送のうちセグメント連結伝送方式によるもの

(適用の範囲)

第二十五条 この節の規定は、二〇七・五MHz以上二二三MHz以下の周波数の電波を使用する地上基幹放送局（移動受信用地上基幹放送を行うものに限る。第三十三條において同じ。）を用いて行うテレビジョン放送及びマルチメディア放送のうちセグメント連結伝送方式によるものに適用があるものとする。

第二十六条 (略)

(多重化)

第一節 二〇七・五MHz以上二二三MHz以下の周波数の電波を使用する地上基幹放送局を用いて行うマルチメディア放送のうちセグメント連結伝送方式によるもの

(適用の範囲)

第二十五条 この節の規定は、二〇七・五MHz以上二二三MHz以下の周波数の電波を使用する地上基幹放送局を用いて行うマルチメディア放送（移動受信用地上基幹放送に限る。以下この章において「マルチメディア放送」という。）のうちセグメント連結伝送方式によるもの（以下「セグメント連結伝送放送」という。）に適用があるものとする。

第二十六条 (略)

(多重化)

第二十七条 符号化信号は、第三条第一項に規定されるもののほか次の各号により伝送するものとする。

一 (略)

二 符号化信号は、任意の長さでグループ化し、その構成は、IPパケット等によるものとする。

三・四 (略)

2～4 (略)

(搬送波の変調等)

第二十八条 搬送波を変調する信号は、それぞれ次の各号に定めるシンボルから成る十三個のOFDMセグメント(以下この節、別表第九号、別表第十号、別表第十四号、別表第十五号、別表第二十四号及び別表第二十五号において「十三セグメント形式のOFDMフレーム」という。)又は一セグメント形式のOFDMフレームと十二セグメント形式のOFDMフレームを連結したもの(以下この節及び別表第二十五号において「連結したOFDMフレーム」という。)を逆高速フーリエ変換し、別表第五号に示すガードインターバルの付加を行った信号とし、別表第二十四号に掲げる方程式によるものとする。

一～五 (略)

2～4 (略)

第二十九条 (略)

第二十七条 符号化信号は、第三条第一項に規定されるもののほか次の各号により伝送するものとする。

一 (略)

二 符号化信号は、任意の長さでグループ化し、その構成は、別表第二十二号に示すIPパケット又はIPパケットを圧縮したもの(以下「IPパケット等」という。)によるものとする。

三・四 (略)

2～4 (略)

(搬送波の変調等)

第二十八条 搬送波を変調する信号は、それぞれ次の各号に定めるシンボルから成る十三個のOFDMセグメント(以下この節、別表第十五号、別表第二十四号及び別表第二十五号において「十三セグメント形式のOFDMフレーム」という。)又は一セグメント形式のOFDMフレームと十二セグメント形式のOFDMフレームを連結したもの(以下この節及び別表第二十五号において「連結したOFDMフレーム」という。)を逆高速フーリエ変換し、別表第五号に示すガードインターバルの付加を行った信号とし、別表第二十四号に掲げる方程式によるものとする。

一～五 (略)

2～4 (略)

第二十九条 (略)

(適用除外)

第三十条 第四条第一項の規定は、第二十五条に規定するテレビジョン放送及びマルチメディア放送には適用しない。

第三十一条 削除

(準用規定)

(映像信号の符号化)

第三十条 映像信号のうちPESパケットによるものの符号化は、画面内予測符号化方式、動き補償予測符号化方式、整数変換方式及びエントロピー符号化方式を組み合わせたものとし、その映像の圧縮手順及び送出手順については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

2| 映像信号のうちPESパケットによるものの符号化は、別表第二十六号に示す最大フレーム周波数、画面の横と縦の比並びに映像の輝度信号及び色差信号の画素数のとおり行うものとする。

3| 第四条第一項の規定はセグメント連結伝送放送には適用しない。

(映像信号等)

第三十一条 映像信号のうちPESパケットによるものは、輝度信号及び色差信号から成るものとし、別表第六十九号に掲げる方程式によるものとする。

2| 映像信号のうちPESパケットによるものの輝度信号及び色差信号の標本値は、八桁の二進数字によつて量子化を行うものとする。

(準用規定)

第三十二条 第十一条第二項、第六項及び第七項、第十二条第二項、第十三条から第十五条まで、第十七条、第二十二條、第二十四條の五第一項及び第二項並びに第二十四條の六の規定は、第二十五条に規定するテレビジョン放送及びマルチメディア放送について準用する。この場合において、第二十二條第二項及び第三項中「セグメント番号0」とあるのは、「一セグメント形式」のOFDMフレーム又は十三セグメント形式のOFDMフレームのセグメント番号0と読み替えるものとする。

第二節 二〇七・五MHz以上二二二MHz以下の周波数の電波を使用する地上基幹放送局の行うテレビジョン放送及びマルチメディア放送のうち選択帯域伝送方式によるもの

(適用の範囲)

第三十三条 この節の規定は、二〇七・五MHz以上二二二MHz以下の周波数の電波を使用する地上基幹放送局を用いて行うテレビジョン放送及びマルチメディア放送のうち選択帯域伝送方式によるもの（以下「選択帯域伝送放送」という。）に適用があるものとする。

第三十四条～第四十七条 (略)

(準用規定)

第四十八条 第十一条第六項、第二十四條の五第一項及び第二項並びに第二十四條の六は、選択帯域伝送放送について準用する。この場合において、第二十四條の五第一項及び第二項並びに第二十四條の六中「PESパケット」とあるのは、「同期パケット」と読み替えるものとする。

第三十二条 第十一条第二項、第六項及び第七項、第十二条第二項、第十三条から第十五条まで、第十七条並びに第二十二條の規定は、セグメント連結伝送放送について準用する。この場合において、第二十二條第二項及び第三項中「セグメント番号0」とあるのは「一セグメント形式のOFDMフレーム又は十三セグメント形式のOFDMフレームのセグメント番号0」と読み替えるものとする。

第二節 二〇七・五MHz以上二二二MHz以下の周波数の電波を使用する地上基幹放送局の行うマルチメディア放送のうち選択帯域伝送方式によるもの

(適用の範囲)

第三十三条 この節の規定は、二〇七・五MHz以上二二二MHz以下の周波数の電波を使用する地上基幹放送局を用いて行うマルチメディア放送のうち選択帯域伝送方式によるもの（以下「選択帯域伝送放送」という。）に適用があるものとする。

第三十四条～第四十七条 (略)

(準用規定)

第四十八条 第十一条第六項、第三十條第一項及び第二項並びに第三十一條は、選択帯域伝送放送について準用する。この場合において、第三十條第一項及び第二項並びに第三十一條中「PESパケット」とあるのは「同期パケット」と読み替えるものとする。

第四十九条～第六十五条 (略)

(準用規定)

第六十六条 第十七条、~~第二十四条の五第一項~~及び第五十一条の規定は、高度広帯域伝送デジタル放送について準用する。

第六十七条～第八十条 (略)

(映像信号の符号化)

第八十一条 映像信号のうちPESパケットによるものの符号化は、第四条に規定するもののほか、~~第二十四条の五第一項~~の規定を準用するものとする。

第八十二条～第八十三条 (略)

第八十四条 第十七条、~~第二十四条の五第一項~~及び第五十一条並びに第五十八条から第六十五条までの規定は、高度広帯域伝送デジタル放送について準用する。

第八十五条 (略)

第四十九条～第六十五条 (略)

(準用規定)

第六十六条 第十七条、~~第三十条第一項~~及び第五十一条の規定は、高度広帯域伝送デジタル放送について準用する。

第六十七条～第八十条 (略)

(映像信号の符号化)

第八十一条 映像信号のうちPESパケットによるものの符号化は、第四条に規定するもののほか、~~第三十条第一項~~の規定を準用するものとする。

第八十二条～第八十三条 (略)

第八十四条 第十七条、~~第三十条第一項~~及び第五十一条並びに第五十八条から第六十五条までの規定は、高度広帯域伝送デジタル放送について準用する。

第八十五条 (略)

別表第一号～別表第四号 (略)

別表第五号 ガードインターバルの付加 (第11条第1項、第20条第1項及び第28条第1項関係)

(略表)

注 有効シンボルは、別表第六号、別表第十六号又は別表第二十四号に示す有効シンボル期間長に対応する出力データとする。

別表第六号～別表第八号 (略)

別表第九号 搬送波を変調する信号の通信速度 (第11条第7項関係)
搬送波を変調する信号の通信速度 B は、次式に示すとおりとする。

$$B=C/T_s$$

T_s : 別表第六号、別表第十六号又は別表第二十四号に示すシンボル期間長

C : 以下に示す伝送主シンボル、TMCCシンボル、SPシンボル、CPシンボル若しくはACシンボルに対応するキャリア数又はそれらの総数
(略表)

伝送主シンボルが差動変調によるOFDMセグメント数 : n_d

伝送主シンボルが同期変調によるOFDMセグメント数 : n_s

($n_d+n_s=N$) ただし、 N は、1セグメント形式のOFDMフレームの場合は1、3セグメント形式のOFDMフレームの場合は3、13セグメント形式のOFDMフレーム及び第20条に規定するOFDMフレームの場合は13とする。)

別表第一号～別表第四号 (略)

別表第五号 ガードインターバルの付加 (第11条第1項、第20条第1項及び第28条第1項関係)

(略表)

注 有効シンボルは、別表第六号 又は別表第十六号に示す有効シンボル期間長に対応する出力データとする。

別表第六号～別表第八号 (略)

別表第九号 搬送波を変調する信号の通信速度 (第11条第7項関係)
搬送波を変調する信号の通信速度 B は、次式に示すとおりとする。

$$B=C/T_s$$

T_s : 別表第六号又は別表第十六号に示すシンボル期間長

C : 以下に示す伝送主シンボル、TMCCシンボル、SPシンボル、CPシンボル若しくはACシンボルに対応するキャリア数又はそれらの総数
(略表)

伝送主シンボルが差動変調によるOFDMセグメント数 : n_d

伝送主シンボルが同期変調によるOFDMセグメント数 : n_s

($n_d+n_s=N$) ただし、 N は地上基幹放送局を用いて行う超短波放送のうちデジタル放送については、1セグメント形式のOFDMフレームの場合は1、3セグメント形式のOFDMフレームの場合は3とし、地上基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン放送のうちデジタル放送及び高精細度テレビジョン放送については13、セグメント連結伝送放送に

別表第十号 データセグメントの送出手順 (第12条第2項関係)

(略図)

別記1 (略)

別記2 階層合成

キャリア変調マッピング後に各階層のシンボルを合成し、速度変換を行った上で、データセグメントを送出する。

(略図)

注1 (略)

2 1セグメント形式のOFDMフレームの場合は $N_{s1}=1$ 、 $N_{s2}=0$ 及び $N_{s3}=0$ 、3セグメント形式のOFDMフレームの場合は $N_{s1}=1$ 、 $N_{s2}=2$ 及び $N_{s3}=0$ 、13セグメント形式のOFDMフレーム及び第20条に規定するOFDMフレームの場合は $N_{s1}+N_{s2}+N_{s3}=13$ とする。

別表第十一号～別表第十三号 (略)

別表第十四号 SPシンボル及びCPシンボルの構成(第14条第1項関係)

SP信号及びCP信号用の11次の電力拡散信号($x^{11}+x^9+1$)は、下図に示す発生器により、全てのレジスタについて1を初期値としてセットし、OFDMフレームの全キャリアの左端から右端まで、キャリア番号ごとに順次連続して発生させるものとし、出力ビット W_i に対し2相位相変調のためのキャリア変調マッピングを行うこととする。

(略図)

注1 各レジスタの初期値は、以下のとおりとする。

については、1セグメント形式のOFDMフレームの場合は1、13セグメント形式のOFDMフレームの場合は13とする。

別表第十号 データセグメントの送出手順 (第12条第2項関係)

(略図)

別記1 (略)

別記2 階層合成

キャリア変調マッピング後に各階層のシンボルを合成し、速度変換を行った上で、データセグメントを送出する。

(略図)

注1 (略)

2 地上基幹放送局を用いて行う超短波放送のうちデジタル放送については、1セグメント形式のOFDMフレームの場合は $N_{s1}=1$ 、 $N_{s2}=0$ 及び $N_{s3}=0$ 、3セグメント形式のOFDMフレームの場合は $N_{s1}=1$ 、 $N_{s2}=2$ 及び $N_{s3}=0$ とし、地上基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン放送のうちデジタル放送及び高精細度テレビジョン放送については $N_{s1}+N_{s2}+N_{s3}=13$ 、セグメント連結伝送放送については、1セグメント形式のOFDMフレームの場合は $N_{s1}=1$ 、 $N_{s2}=0$ 及び $N_{s3}=0$ 、13セグメント形式のOFDMフレームの場合は $N_{s1}+N_{s2}+N_{s3}=13$ とする。

別表第十一号～別表第十三号 (略)

別表第十四号 SPシンボル及びCPシンボルの構成(第14条第1項関係)

SP信号及びCP信号用の11次の電力拡散信号($x^{11}+x^9+1$)は、下図に示す発生器により、全てのレジスタについて1を初期値としてセットし、OFDMフレームの全キャリアの左端から右端まで、キャリア番号ごとに順次連続して発生させるものとし、出力ビット W_i に対し2相位相変調のためのキャリア変調マッピングを行うこととする。

(略図)

注1 各レジスタの初期値は、以下のとおりとする。

(1) 1セグメント形式のOFDMフレーム及び3セグメント形式のOFDMフレームによるもの
(略表)

(2) 13セグメント形式のOFDMフレーム及び第20条に規定するOFDMフレームによるもの

(略表)

2・3 (略)

別表第十五号 伝送主信号の構成及び送出手順等 (第15条第1項関係)

1 1多重フレームに含まれるTSパケット数

(略表)

注 1セグメント形式は1セグメント形式のOFDMフレームによるものを、3セグメント形式は3セグメント形式のOFDMフレームによるものを、13セグメント形式は13セグメント形式のOFDMフレーム及び第20条に規定するOFDMフレームによるものを表す。

2 伝送主信号の構成及び送出手順

(略図)

注1 (略)

2 階層に区分する場合には、キャリア変調マッピングの形式及び誤り訂正内符号の符号化率の組み合わせに応じて、TSパケットの同期バイトの次のバイトから次のTSパケットの同期バイトまでの204バイト単位で階層に分割する。ただし、最大階層数は1セグメント形式のOFDMフレームについては1、3セグメン

(1) 地上基幹放送局を用いて行う超短波放送のうちデジタル放送及びセグメント連結伝送放送であって1セグメント形式のOFDMフレームによるもの
(略表)

(2) 地上基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン放送のうちデジタル放送及び高精細度テレビジョン放送及びセグメント連結伝送放送であって13セグメント形式のOFDMフレームによるもの

(略表)

2・3 (略)

別表第十五号 伝送主信号の構成及び送出手順等 (第15条第1項関係)

1 1多重フレームに含まれるTSパケット数

(略表)

注 1セグメント形式は地上基幹放送局を用いて行う超短波放送のうちデジタル放送又はセグメント連結伝送放送であって1セグメント形式のOFDMフレームによるものを、3セグメント形式は地上基幹放送局を用いて行う超短波放送のうちデジタル放送であって3セグメント形式のOFDMフレームによるものを、13セグメント形式は地上基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン放送のうちデジタル放送及び高精細度テレビジョン放送又はセグメント連結伝送放送であって13セグメント形式のOFDMフレームによるものを表す。

2 伝送主信号の構成及び送出手順

(略図)

注1 (略)

2 階層に区分する場合には、キャリア変調マッピングの形式及び誤り訂正内符号の符号化率の組み合わせに応じて、TSパケットの同期バイトの次のバイトから次のTSパケットの同期バイトまでの204バイト単位で階層に分割する。ただし、最大階層数は地上基幹放送局を用いて行う超短波放送のうちデジタル放送又はセ

ト形式のOFDMフレームについては2とし、13セグメント形式のOFDMフレーム及び第20条に規定するOFDMフレームについては3とする。

3～5 (略)
別記1・2 (略)

別表第十六号～別表第二十一号 (略)

別表第二十二号 IPパケットの構成 (第24条の3第1項第2号 関係)
1・2 (略)

別表第二十三号 ULEパケットの構成 (第24条の3第1項第3号及び第27条第1項第3号 関係)
(略図)

別表第二十四号・別表第二十五号 (略)

別表第二十六号 映像信号の符号化パラメータ (第24条の5第2項 関係)
(略表)

別表第二十七号～別表第六十八号 (略)

別表第六十九号 輝度信号及び色差信号の方程式 (第24条の6第1項 及び

第20条に規定するOFDMフレームについては3とする。
グメント連結伝送放送における、1セグメント形式のOFDMフレームについては1、地上基幹放送局を用いて行う超短波放送のうちデジタル放送における3セグメント形式のOFDMフレームについては2とし、地上基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン放送のうちデジタル放送及び高精細度テレビジョン放送又はセグメント連結伝送放送における13セグメント形式のOFDMフレームについては3とする。

3～5 (略)
別記1・2 (略)

別表第十六号～別表第二十一号 (略)

別表第二十二号 IPパケットの構成 (第27条第1項第2号 関係)
1・2 (略)

別表第二十三号 ULEパケットの構成 (第27条第1項第3号 関係)
(略図)

別表第二十四号・別表第二十五号 (略)

別表第二十六号 映像信号の符号化パラメータ (第30条第2項 関係)
(略表)

別表第二十七号～別表第六十八号 (略)

別表第六十九号 輝度信号及び色差信号の方程式 (第31条第1項 及び第63

第63条第1項關係)
式 (略)

別表第七十号 (略)

条第1項關係)
式 (略)

別表第七十号 (略)

衛星一般放送に関する送信の標準方式の一部を改正する省令案新旧対照表

○ 衛星一般放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第九十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現 行
<p>第一条・第二条（略）</p> <p>（送信の方式）</p> <p>第三条 送信の方式は、次の各号に掲げるもののいずれかでなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 デジタル放送の標準方式第三条から第八条まで、第十七条、第二十三条及び第五十一条から第五十五条までに規定する方式（以下「広帯域伝送方式」という。）又はデジタル放送の標準方式第三条、第四条第二項、第五条、第六条、第七条第一項から第三項まで、第八条、第十七条、<u>第二十四条の五第一項</u>、第五十一条、第五十八条から第六十一条まで、第六十二条第一項及び第二項、第六十三条、第六十四条並びに第六十五条第一項に規定する方式（以下「高度広帯域伝送方式」という。）であること。この場合において、デジタル放送の標準方式第三条第一項中「関連情報（国内受信者が有料放送の役務の提供を受け、又はその対価として放送事業者が料金を徴収するために必要な情報、放送事業者が放送番組に関する権利を保護する受信装置によらなければ受信することができないようにするために必要な情報及びその他総務大臣が別に告示する情報をいう。以下同じ。）」とあるのは「関連情報（国内受信者が有料放送の役務の提供を受け、又はその対価として有料放送事業者が料金を徴収するために必要な情報、衛星一般放送を行う一般放送事業者が放送番組に関する権利を保護する受信装置によらなければ受信することができないようにするために必要な情報及びその他総務大臣が別に告示する情報をいう。以下同じ。）」と、デジタル放送の標準方式第五十三条中「この節」とあるのは「衛星一般放送に関する送信の標準方式第三条第二号において適用するこの省令第五章</p>	<p>第一条・第二条（略）</p> <p>（送信の方式）</p> <p>第三条 送信の方式は、次の各号に掲げるもののいずれかでなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 デジタル放送の標準方式第三条から第八条まで、第十七条、第二十三条及び第五十一条から第五十五条までに規定する方式（以下「広帯域伝送方式」という。）又はデジタル放送の標準方式第三条、第四条第二項、第五条、第六条、第七条第一項から第三項まで、第八条、<u>第十七条、第三十条第一項</u>、第五十一条、第五十八条から第六十一条まで、第六十二条第一項及び第二項、第六十三条、第六十四条並びに第六十五条第一項に規定する方式（以下「高度広帯域伝送方式」という。）であること。この場合において、デジタル放送の標準方式第三条第一項中「関連情報（国内受信者が有料放送の役務の提供を受け、又はその対価として放送事業者が料金を徴収するために必要な情報、放送事業者が放送番組に関する権利を保護する受信装置によらなければ受信することができないようにするために必要な情報及びその他総務大臣が別に告示する情報をいう。以下同じ。）」とあるのは「関連情報（国内受信者が有料放送の役務の提供を受け、又はその対価として有料放送事業者が料金を徴収するために必要な情報、衛星一般放送を行う一般放送事業者が放送番組に関する権利を保護する受信装置によらなければ受信することができないようにするために必要な情報及びその他総務大臣が別に告示する情報をいう。以下同じ。）」と、デジタル放送の標準方式第五十三条中「この節」とあるのは「衛星一般放送に関する送信の標準方式第三条第二号において適用するこの省令第五章第二節」</p>

第二節」と、デジタル放送の標準方式第六十条中「この節」とあるのは「衛星一般放送に関する送信の標準方式第三条第二号において適用するこの省令第五章第三節」と読み替えるものとする。

第四条（略）

別図第一～別図第九（略）

と、デジタル放送の標準方式第六十条中「この節」とあるのは「衛星一般放送に関する送信の標準方式第三条第二号において適用するこの省令第五章第三節」と読み替えるものとする。

第四条（略）

別図第一～別図第九（略）

有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令案新旧対照表

○ 有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令（平成二十三年総務省令第九十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現 行
<p>第一章 総則</p> <p>第一条 (略)</p> <p>第二条 この省令において使用する用語は、法及び放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。</p> <p>一～十 (略)</p> <p>十一 「標準デジタルテレビジョン放送方式」とは、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号。以下「デジタル放送の標準方式」という。）<u>第三章に定める標準方式に準拠する方式をいう。</u></p> <p>十二 「標準衛星デジタルテレビジョン放送方式」とは、デジタル放送の標準方式第五章第二節に定める標準方式に準拠する方式をいう。</p> <p>十三 「広帯域伝送デジタル放送方式」とは、デジタル放送の標準方式第六章第三節に定めるに係る標準方式に準拠する方式をいう。</p> <p>第三条～第八条 (略)</p> <p>第二章 有線放送設備の技術基準</p> <p>第一節 (略)</p> <p>第二節 デジタル有線テレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送等を行う有線放送設備に係る条件</p> <p>(入力信号の条件)</p> <p>第九条 デジタル有線テレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送等を行う場合のヘッドエンドの主たる機器の入力端子（総務大臣が別に</p>	<p>第一章 総則</p> <p>第一条 (略)</p> <p>第二条 この省令において使用する用語は、法及び放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。</p> <p>一～十 (略)</p> <p>十一 「標準デジタルテレビジョン放送方式」とは、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号。以下「デジタル放送の標準方式」という。）<u>のうち、地上基幹放送局を用いて行うテレビジョン放送に係る標準方式に準拠する方式をいう。</u></p> <p>十二 「標準衛星デジタルテレビジョン放送方式」とは、デジタル放送の標準方式第五章第二節に規定する衛星基幹放送局に係る標準方式に準拠する方式をいう。</p> <p>十三 「広帯域伝送デジタル放送方式」とは、デジタル放送の標準方式第六章第三節に規定する衛星基幹放送局に係る標準方式に準拠する方式をいう。</p> <p>第三条～第八条 (略)</p> <p>第二章 有線放送設備の技術基準</p> <p>第一節 (略)</p> <p>第二節 デジタル有線テレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送等を行う有線放送設備に係る条件</p> <p>(入力信号の条件)</p> <p>第九条 デジタル有線テレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送等を行う場合のヘッドエンドの主たる機器の入力端子（総務大臣が別に</p>

告示で定める箇所とする。第十三条及び第十七条において同じ。）における入力信号は、次の表の上欄に掲げる入力信号の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる復調後におけるビット誤り率の値以下でなければならない。ただし、当該ヘッドエンドに係る業務区域の全部が一の放送事業者のテレビジョン放送（デジタル放送に限る。以下この条において同じ。）を行う地上基幹放送局（移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。）の放送区域外にある場合における当該一の放送事業者のテレビジョン放送の同時再放送については、この限りでない。

（略表）

第十条～第十二条（略）

第三節 標準デジタルテレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送等を行う有線放送設備に係る条件

（入力信号の条件）

第十三条 標準デジタルテレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送等を行う場合のヘッドエンドの主たる機器の入力端子における入力信号は、次の表の上欄に掲げる入力信号の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる復調後におけるビット誤り率の値以下でなければならない。ただし、当該ヘッドエンドに係る業務区域の全部が一の放送事業者のテレビジョン放送（デジタル放送に限る。以下この条において同じ。）を行う地上基幹放送局（移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。）の放送区域外にある場合における当該一の放送事業者のテレビジョン放送の同時再放送については、この限りでない。

（略表）

第十四条～第二十条（略）

告示で定める箇所とする。第十三条及び第十七条において同じ。）における入力信号は、次の表の上欄に掲げる入力信号の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる復調後におけるビット誤り率の値以下でなければならない。ただし、当該ヘッドエンドに係る業務区域の全部が一の放送事業者のテレビジョン放送（デジタル放送に限る。以下この条において同じ。）を行う地上基幹放送局の放送区域外にある場合における当該一の放送事業者のテレビジョン放送の同時再放送については、この限りでない。

（略表）

第十条～第十二条（略）

第三節 標準デジタルテレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送等を行う有線放送設備に係る条件

（入力信号の条件）

第十三条 標準デジタルテレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送等を行う場合のヘッドエンドの主たる機器の入力端子における入力信号は、次の表の上欄に掲げる入力信号の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる復調後におけるビット誤り率の値以下でなければならない。ただし、当該ヘッドエンドに係る業務区域の全部が一の放送事業者のテレビジョン放送（デジタル放送に限る。以下この条において同じ。）を行う放送局の放送区域外にある場合における当該一の放送事業者のテレビジョン放送の同時再放送については、この限りでない。

（略表）

第十四条～第二十条（略）

別図第一～別図第八 (略)

別図第一～別図第八 (略)